紀美野町第４回定例会会議録

令和６年１２月５日（木曜日）

○議事日程（第２号）

令和６年１２月５日（木）午前９時００分開議

第　１　議案第１００号　工事請負契約の締結について

第　２　議案第１１１号　工事請負契約の変更について

第　３　一般質問

○会議に付した事件

日程第１から日程第３まで

○議員定数　１２名

○出席議員

議席番号	氏　名
１番	徳　田　拓　嗣
２番	中　原　和　也
３番	桐　山　尚　己
４番	藤　井　基　彰
５番	上　柏　睆　亮
６番	埴　谷　高　夫
７番	七良浴　　光
８番	北　道　勝　彦
９番	向井中　洋　二
１０番	伊　都　堅　仁
１１番	美　濃　良　和
１２番	美　野　勝　男

○欠席議員

な　　し

○説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	小川裕康
副町長	細峪康則
教育長	東中啓吉
総務課長	曲里充司
企画管財課長	髙田真孝
住民課長	森谷克美
税務課長	調月克久
保健福祉課長	森谷善彦
子育て推進課長	黒﨑智帆
産業課長	吉見將人
建設課長	中前貴康
まちづくり課長	米田和弘
水道課長	長生正信
美里支所長	（米田和弘）
消防長	家本宏
会計管理者	太田具文
教育次長	東浦功三
代表監査委員	菊本邦夫
農業委員会事務局長	（吉見將人）

○欠席したもの

農業委員会会長	宮西幸次

○出席事務局職員

事務局長	井戸向朋紀
事務局書記	西本貴哉

開　議

○議長（美野勝男）　　皆さん、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

（午前　９時００分）

―――――――――――――――――――――

○議長（美野勝男）　　それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第１　議案第１００号　工事請負契約の締結について

○議長（美野勝男）　　日程第１、議案第１００号、工事請負契約の締結について議題とします。

これから質疑を行います。

○議長（美野勝男）　　１１番、美濃良和議員。

（１１番　美濃良和　登壇）

○１１番（美濃良和）　　おはようございます。

この件でですね、調査基準価格が７，８６６万６，０００円となっているのに対しまして、落札価格が７，４５７万８，０００円ということでございました。

これについて、低価格についての委員会とか、そういうことについての報告はどうなっているでしょうか。お聞きしたいと思います。

（１１番　美濃良和　降壇）

○議長（美野勝男）　　細峪副町長。

（副町長　細峪康則　登壇）

○副町長（細峪康則）　　私は低入札価格調査委員会の委員長として、美濃良和議員の御質疑にお答えさせていただきます。

この案件につきましての委員会は、１１月の１４日に開催をしております。その内容について報告をさせていただきます。

まず、矢田工業株式会社は昭和２６年に設立された業者でありまして、令和６年の７月時点で、この橋梁工事、２，５９１の橋の工事をしたという実績を持っておりまして、大変豊富な経験を有しております。

技術者につきましても、１級土木施工管理技士が５１名、技術士４名、このうち監理技術者の資格所持者は４１名在籍しておりまして、技術、能力、実績ともに問題がない

と判断しました。

今回、低入札に至った理由としましては、当該事業者がほかから受注している工事が順次完了している状況の中で、製作工場に導入している最新鋭機械設備を引き続き運用することで、工事品質を低下させることなく、安全で良質な施工が可能となり、経費を抑えることができるとのことであります。

諸経費につきましても、品質確保を図る試験費や、事故防止のための安全対策費等の必要な経費は適正に計上されておりまして、また積算につきましても、これまで取引実績のある協力会社の見積りにより積算され、設計価格との比較結果から、適正な価格の計上を確認しております。

以上によりまして、当委員会の審議結果としまして、優秀な技術者、豊富な実績と経験、協力会社の信頼関係により、安全で良質な施工が可能であると決定いたしました。これを町長に報告したものであります。

（副町長　細峪康則　降壇）

○議長（美野勝男）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　今、大変厳しい状況が続いたり、物価高騰等があったりする中で、こういう落札率を８５％台に落としてきていると。安いほど、確かにいいわけでございますけれども、内容的に、それによって工事に問題があったらならんていうのは、もう当然のことなんですよね。でも、今御答弁いただいた協力会社ですね、そういうのはよく我々分からん世界の話でございますので、何社あって、それをどういうふうな形で協力をしていただいて、この低入札になっていったのか。その辺をもう一度お願いしたいと思います。

○議長（美野勝男）　　中前建設課長。

○建設課長（中前貴康）　　それでは、美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

協力会社と申しますのは、今回、橋の上部工ということで、要するに橋桁の部分がほとんどになります。それは自社での製作ということになりまして、そのほかの部分につきましては、矢田工業株式会社さんが橋を受注する際に、ずっと過去から一緒にやってきているという会社でございます。

見積りにつきましては、ほとんど１社からの一括で、細々とした部品っていうんですかね、そういったものについては１社からの見積りということになってございます。

以上です。

○議長（美野勝男）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　すみません、その協力会社との関係で低入札に至ったということの関係について、もう少しお願いしたいと思います。

○議長（美野勝男）　　中前建設課長。

○建設課長（中前貴康）　　美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

低入札価格で協力会社からの部分といいますのは、先ほども申し上げさせていただいたとおりですね、一括で過去からのお付き合いですね、過去からそことのお付き合いの中で、一括で購入して、そういったものを安くできているということでございます。全体的に低入札価格の至ったっていうのは当然その部分も一つで、安くなった部分の要因の一つでありますが、全体的に今回契約案件で上げさせていただいている矢田工業株式会社さんの企業努力によって、全体的に安くなっているということでございます。

以上です。

○議長（美野勝男）　　ほかに質疑ありませんか。

３番、桐山尚己議員。

（３番　桐山尚己　登壇）

○３番（桐山尚己）　　では、１点確認させていただきます。

工事に直接的には関係はないんですけれども、この指名競争入札という形で１７社を指名し、これに対して応札したのが、僅か３社と、実に１４社が辞退をされたということであります。この１４社辞退というのは、私この業界に通じていないので、数字だけ見ると非常に多いなというふうに思うわけでありますが、何か、例えばですね、時期的なものであるとか、そういった辞退をされるような要因があるのかどうか。執行部としては、そのあたりどのように分析されていらっしゃいますか。

（３番　桐山尚己　降壇）

○議長（美野勝男）　　中前建設課長。

（建設課長　中前貴康　登壇）

○建設課長（中前貴康）　　それでは、桐山議員の御質疑にお答えさせていただきます。

今回、橋の上部工の指名競争入札ということで、業者指名選定委員会の中で１７社指名させていただきました。それにつきましては、橋の上部工の実績であるとか、そうい

ったものを踏まえて１７社指名させていただきましたが、前回の議会でも議員さんのほうから言われました辞退理由についての確認ということで、今回全て行いました。それで１７業者指名させていただきまして、辞退者が１４業者ございまして、そのうち１２業者は技術者の配置困難、そして２社が、予定価格内での応札が困難っていうのが１業者、それで工期内に部材の調達が困難であるというところが１業者ということで、全部で１４業者ございます。

技術者の配置困難につきましては、それぞれの会社において、現在の受注状況でありますとか、今後受注の予定等におきまして、建設業法に基づいての技術者の配置っていうのは、専属であるとか、幾つも抱えることができないという制限もございますので、そういった中で、技術者の予定が今回、紀美野町の発注の今回の工事につきましては、技術者が配置困難ということで、１２業者が辞退されたと推測されております。

残りの２社につきましては、先ほど申し上げたとおり、予定価格内での応札が困難、これはもうこの回答のとおりだと思います。

それから部材の調達困難というのは、先ほども申し上げましたが、鋼製、鉄ですね、そういったものの部材がほとんどでありまして、それが工期内に部材が調達が困難ということで辞退をされたということで把握をしてございます。

以上です。

（建設課長　中前貴康　降壇）

○議長（美野勝男）　　ほかに質疑ありませんか。

２番、中原和也議員。

（２番　中原和也　登壇）

○２番（中原和也）　　それでは質疑させていただきます。

もう既に下部工は工事中ではございますが、仮設通路、仮設道路って言うんですかね、かなり長い距離を使ってやってるんですけども、田畑を通っていると。実際に、昨年まで米を作っていた田んぼも通ってるんですけども、そこの補償っていうのは、既に工事されてるんで、されてるんかどうかっていうのを聞きたいのと、もしそういう補償をするんであれば、下部工と上部工で業者が違うんで、その割合ですね、補償の割合がもし決まっているんであれば、教えていただきたいです。

（２番　中原和也　降壇）

○議長（美野勝男）　　中前建設課長。

（建設課長　中前貴康　登壇）

○建設課長（中前貴康）　　それでは、私のほうから中原議員の御質疑にお答えさせていただきたいと思います。

今回は、議員御承知のとおり災害復旧工事ということでありまして、地区からの強い要望がございました。それで、そういった工事に際しての仮設道であるとか、そういったものは地域の方の御厚意によりまして無償で提供して協力していただいているという状況でございます。そういうことでございます。

（建設課長　中前貴康　降壇）

○議長（美野勝男）　　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　　これで質疑を終わります。

これから議案第１００号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　　これで討論を終わります。

これから、議案第１００号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第１００号は原案のとおり可決されました。

◎日程第２　議案第１１１号　工事請負契約の変更について

○議長（美野勝男）　　日程第２、議案第１１１号、工事請負契約の変更について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　　これで質疑を終わります。

これから議案第１１１号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　　これで討論を終わります。

これから、議案第１１１号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第１１１号は原案のとおり可決されました。

◎日程第３　一般質問

○議長（美野勝男）　　日程第３、一般質問を行います。

本日は、一般質問の通告において、質問の相手が農業委員会会長とありますが、代わって委任を受けた農業委員会事務局長が答弁することになりますので、あらかじめ御了承願います。

質問者は一つの項目の質問を終了し、次の質問事項に入る場合は、質問の区切りが明確になるように、次に何々について質問しますと発言願います。

なお、議長の許可を得て通告項目の順を変更することができます。

一問一答方式により、質問時間は４０分です。

一般質問の通告は６人です。

本日は６人の登壇を予定しています。

それでは、順番に発言を許します。

３番、桐山尚己議員。

（３番　桐山尚己　登壇）

○３番（桐山尚己）　　おはようございます。

では、２点質問いたします。

まず１点目は、コロナワクチン被害の周知と救済についてであります。

本年１０月から新型コロナワクチン、ｍＲＮＡワクチンの定期接種が始まっています。

その一方で、コロナワクチンの被害、死亡や後遺症の認定者数はどんどん膨れ上がっているという現状があります。

紀美野町では、これまで町民に対してコロナワクチンのリスク情報を提供することは

ほとんどなかったと言えますが、本当にこのままでよいのでしょうか。

コロナワクチンの安全性に特段の懸念はないとする国や県から一方的に下りてくる情報を提供するのみで、町独自の情報収集及び情報発信はしないという姿勢をこのまま貫くおつもりなのでしょうか。

１０月から始まった６５歳以上の方々及び６０歳から６４歳までの一定の基礎疾患を有する方々を対象としたコロナワクチンの定期接種に関し、紀美野町内の接種状況はどうなっているのでしょうか。

全額が国費で賄われていた頃と状況は変わり、紀美野町として接種費用を一部助成している以上、被害が発生した場合、町は知らぬ存ぜぬでは済ますことはできません。健康被害が発生した場合に、町独自の救済は何か考えているのでしょうか。

また、コロナワクチンが免疫力の低下を招くことが知られてきた現状下において、コロナワクチンを何度も接種してきた町民に対して、免疫力向上のためのプログラムを実施する考えはないのかどうかについても併せてお尋ねします。

２点目です。紀美野町職員数は適正なのかどうかについてお伺いします。

令和３年４月策定の第４次紀美野町定員適正化計画では、令和３年度以降、令和８年度まで、適正職員数をおおむね１８１名程度としています。この計画に対し、令和６年度までの実績はどうなっているのか、お答え願います。

紀美野町を取り巻く環境や町内の現状を踏まえ、この職員数は適正と言えるのでしょうか。また、何をもって適正職員数を決めているのでしょうか。

以上、２点について当局の答弁を求めます。

（３番　桐山尚己　降壇）

○議長（美野勝男）　　それでは、桐山尚己議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

森谷保健福祉課長。

（保健福祉課長　森谷善彦　登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦）　　おはようございます。

それでは、桐山議員の一つ目の御質問、コロナワクチン被害の周知と救済についてお答えします。

厚生労働省では、コロナワクチンの最新の情報を収集し、審議会で感染症や医療の専門家による評価を行い、メリットやデメリット、リスクの情報を発信しております。そ

の内容は、高度な専門性を含むものと認識しており、町といたしましては、町ホームページから外部リンクする形で、厚生労働省のワクチンに関する有効性や安全性に関する情報やＱ＆Ａ、副反応の情報などを提供しております。

今後も引き続き、このような形で提供してまいりたいと考えております。

また、令和６年度から新型コロナワクチンは国の臨時接種は終了し、自治体による定期接種へ移行しました。本町では、令和６年度は１０月１日から翌年３月３１日までの期間で、協力いただける各医療機関で接種することができます。

対象者数は約３，８００人で、１０月末現在の接種者数はそのうち１１４人、接種率で約３％となっております。

次に、コロナワクチン接種は予防接種法に位置づけられ、定期接種となりますので、国による予防接種法に基づく救済制度が設けられております。このため、健康被害が出た場合の町独自の救済支援は考えておりません。

また、厚生労働省所管の医薬品医療機器総合機構（ＰＭＤＡ）において、コロナワクチンの接種が免疫障害や低下を引き起こすというエビデンス、根拠はないと発表されています。なお、町では免疫力向上のため、高齢者向け運動教室、健康アップチャレンジ教室や栄養士、保健師による生活習慣病改善教室などを実施し、広く参加を呼びかけ、多くの方々にそれらの参加に御参加いただいているところです。

引き続き、国や県の動向を注視し、ワクチンの有効性や副反応などの情報についてホームページなどで最新の情報を提供してまいりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願いします。

（保健福祉課長　森谷善彦　降壇）

○議長（美野勝男）　曲里総務課長。

（総務課長　曲里充司　登壇）

○総務課長（曲里充司）　おはようございます。

桐山議員の２問目の紀美野町職員数は適正なのかについての御質問にお答えをさせていただきます。

本町では、平成１８年度策定の第１次定員適正化計画に始まり、令和３年４月、第４次定員適正化計画を策定し、その実施に向け、職員一丸となって鋭意取り組んでいるところでございます。

議員御質問の令和６年度までの実績ですが、令和３年４月では目標値１８１人に対し

て、同数の１８１人。令和４年４月では目標値１８１人に対して、同数の１８１人。令和５年４月では目標値１８２人に対し、２人超過の１８４人。令和６年４月では目標値１８２人に対し、７人超過の１８９人となっております。

現状況下では、職員数は定員適正化計画値よりも超過となっております。これは新規事業による増員や、前倒しでの新規採用、新規職員の採用によるものでございます。

計画作成では、地方公共団体定員管理調査を参考に、類似団体と比較し、多様化する住民ニーズに適切に対応できるよう、職員数を定めております。

以上、桐山議員の紀美野町職員数は適正なのかについての答弁とさせていただきます。

（総務課長　曲里充司　降壇）

○議長（美野勝男）　　以上で、１回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して、質問、答弁をしてください。

３番、桐山尚己議員。

○３番（桐山尚己）　　リスク情報の提供がほとんどないという私の指摘に対し、厚生労働省により、メリット・デメリットがホームページにて公表されているので、当町のホームページからリンクする形でそちらに飛ぶというような形で情報提供を行っているという趣旨のお答えでありましたが、保健福祉課長よく御存じのとおり、当町は高齢化率が約５０％の非常に若者の少ない、高齢者の多い町であります。そういった方々に対して、ホームページ、インターネットを通じたホームページでの情報提供だけで十分と言えるんでしょうか。

○議長（美野勝男）　　森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦）　　それでは、桐山議員の御質問にお答えさせていただきます。

もちろん、高齢者の多い町ということで認識はしてございます。ただ、コロナワクチンのリスク、それからメリットの情報については、先ほど答弁させていただきましたが、かなり高度な情報、それから情報量も非常に多いものでございます。その部分について全てを情報提供して御理解していただくためには、どうしても厚生労働省の情報を基にリンクをする形で情報提供せざるを得ない部分でございます。

町のホームページにも簡単にリスク情報は書かせていただいているんですが、それだけでは十分ではございません。また、接種する際には、医師と十分協議して接種していただくよう働きかけているところでございますので、かかりつけのお医者さんと十分体

の状態を協議して接種するかどうか、また、このワクチンの性質について聞いていただいて接種していただいたらと考えております。

以上でございます。

○議長（美野勝男）　　３番、桐山尚己議員。

○３番（桐山尚己）　　１１月２９日現在の最新情報によりますと、健康被害で認定された件数が８，５０１件、うち死亡者が９１５件ですね、死亡件数。前回、９月１２日の段階での数値をここでお話しいたしましたが、そのときと比べて随分増えております。一つ皆様におわび申し上げなければいけないのは、私前回のこの場での数字を被害認定者数８，１０８件と言うべきところを、進達受理数の１万１，９２０件ということ、その数字で皆さんにお知らせしてしまいました。大変申し訳なく、訂正させていただきたいと思います。本当に皆様に御迷惑をおかけしました。申し訳ございません。

前回の被害認定総数８，１０８件から約２か月後ですね、２か月半後に、もう８，５０１件まで被害総数が増えております。死者数に至っては、８１８件に対し９１５件、１００件近く増えております。９１５件の、９１５名の貴い命が失われているという状況を考えたらですね、少なくとも、この事実は大々的に皆さんに、町民の皆さんにお知らせすべきではないんですか。

○議長（美野勝男）　　森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦）　　桐山議員の御質問にお答えさせていただきます。

そのような情報については、発信すべきだと考えておりますので、町のホームページで審議会の情報に直接リンクできるような形で現在住民の方がすぐに見れるような状態には改善させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男）　　３番、桐山尚己議員。

○３番（桐山尚己）　　皆さんのお手元には情報が届かないんですよ、それでは。もう１０月の１日から接種が始まってるんですよ。町が一部助成してるんですよ。いいんですか、本当にそれで。

前回この場でお知らせしたレプリコンワクチンを今回製造して提供されているＭｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａファルマという会社の社員の方が告発ということで書かれた本「私たちは売りたくない！」、これ御紹介差し上げましたけれども、お読みになりましたか。

○議長（美野勝男）　　森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦）　　死亡者情報等の情報については、接種する前にですね、皆さんに分かるように提供させていただいております。

それから、桐山議員の提供いただいた部分については、全て網羅できるところまでは読み込んではないんですけれども、一部読ませていただきました。

以上です。

○議長（美野勝男）　　３番、桐山尚己議員。

○３番（桐山尚己）　　今、課長おっしゃったのは、私が御紹介したこの本のことではなくて、別途差し上げた、こちらの資料に関してですね。

この中でも、免疫力が低下してしまうとか、いろんなことが書かれておりますね。

こちらの「私たちは売りたくない！」という、この本の一部をちょっと御紹介しますけれども、これまでの業界常識では２例目の死亡報告が出たら一旦接種中止だと。日本で一番ワクチンを売ってる会社ですよ。国家における最優先課題は、国民の生命と財産を守ることであり、その中で特に命・健康を守る管轄に当たるのが厚生労働省です。ですから、医薬品に何か問題が生じたら迅速に医療関係者に周知徹底し、国民の命と健康を守るように動きます、厚労省は。

しかし、コロナワクチンでは全く常識外の対応が取られました。つまり、立ち止まることなく、ずっとそのまま進んでるわけです。国民にも、まともなリスク情報を伝えることなく、進んでるんですよ。９１５人ですよ、の方が亡くなってるのに、立ち止まることさえしないで、定期接種という形で今後どんどん進めていこうとしてるんですよ。おかしいと思いませんか。どうですか。

○議長（美野勝男）　　森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦）　　９１５件ということで、死亡の認定をされたというのは、こちらも把握しているところでございます。我が国の予防接種に関する基本的な計画においてはですね、ワクチンで予防できる疾患はワクチンで予防する。それから施策の推進に当たっては科学的根拠に基づいて評価するということで、基本的な計画のほうで国のほうは述べられております。

ワクチンのリスクはゼロではありません。一過性の副反応に加えて、ごくまれに重症化するという健康被害が出て９１５件という結果となっているところだと考えております。その部分については、私も副反応や健康被害に苦しまれる方に関する情報についてはですね、町内でもいらっしゃいますので、十分理解しているつもりでございます。た

だ、その部分、副反応についてはですね、厚生労働省の審議会の専門家で評価をし、継続的に評価を行ってですね、一定の安全性が認められるということで、大きな懸念はないということで進められている状況でございます。

また、１０月２１日に日本感染症学会、日本呼吸器学会、日本ワクチン学会の３学会は、コロナワクチンの定期接種に関する見解を共同で発表しました。学会の見解によると、新型コロナワクチンが導入していなければ、感染者数は報告数の１３．５倍、死亡者数は３６．４倍に及んでいたと推測されるということで発表、過去の研究により判明したということで発表されております。

令和６年度においても、高齢者施設の集団感染が続いており、国の死亡統計では、第５類感染症移行後の１年間のコロナによる感染者数は約２万９，３００件、それからインフルエンザに関しては年間１万９０８例ということで、コロナによる疾病負荷、病気による負荷っていうのは非常に大きいものだと現在も考えております。そのあたり、メリットとデメリットありますので、そのあたりについては十分、コロナワクチン接種すること自体は強制ではありませんので、接種者自身がですね、情報を入手し、そのメリット・デメリットを判断していただいて、接種していただけたらと考えております。

以上です。

○議長（美野勝男）　　３番、桐山尚己議員。

○３番（桐山尚己）　　接種者自身が情報を入手してというふうにおっしゃいますが、先ほども申し上げたように、高齢者の多い紀美野町でそれを情報収集、判断を全て接種者に丸投げするというのはいかがなものかと思いますよ、町は助成してるんですよ。

９１５名の方がお亡くなりになってるんですよ。確認されただけでですよ。まだまだ増えると思いますけれども。

いいですか、「私たちは売りたくない！」というこの本の中のもう一部を御紹介します。

コロナワクチン接種後に死亡した８名の遺族と重い副反応が残った患者５名の合計１３名が国を相手取って４月１７日に東京地方裁判所に集団訴訟を起こしました。

内容を端的に言うと、国が流した情報は極端に偏っており、ワクチンのリスクをきちんと伝えないまま、ひたすら接種を推奨したのは違法だといった内容の訴訟になります。

また、個人ですが、遺族が国だけでなく、製薬企業を訴えている事例が既に日本でも発生しています。２０２３年５月２３日、ファイザー社のコロナワクチン１回目を接種

した後に死亡したトラック運転手の遺族が国、自治体、そしてファイザー社に対して訴えを起こしています。

２０２４年に入ってからも、４月２２日、コロナワクチン接種翌日に死亡した女性の遺族が福岡地方裁判所に訴えています。訴訟内容は、やはり危険性に対しての説明責任を果たしていなかったという主張であり、国、豊前市、そしてファイザー社を訴えているのです。こういうことです。

リスク情報がちゃんと行き渡ってないんですよ。にもかかわらず、こんなに多くの人が亡くなってるのに、どんどん進めているわけです。どんどん集団訴訟起こってきますよ、これ。

国や製薬会社だけでなく、今申し上げたように、地方自治体も訴訟の対象になってるんですよ、もう既に訴えられてるんですよ。人ごとじゃないんですよ。町として責任を持って、しっかりとしたリスク情報を町民の皆さんにお届けすべきじゃないんですか。町長いかがですか。

○議長（美野勝男）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　桐山議員が言われるリスク情報をもっと届くようにっていうことの御質問であったかと思っております。

先ほどから保健福祉課長も御答弁しておりますが、いろんな町のホームページとか、またリンクして届けてるということでありますけれども、それで完全かって言われたら、議員言われるように、そうではないと思いますが、特に高齢者の方々の接種については、当然かかりつけ医とか、医師との相談の上で最終的に判断されてると思っております。今回、１０月以降では、今の時点で３％、１１４人の方が接種されているということがございます。当然、この方々も自分の判断で受けられてるとは思っております。そういうことでございます。ただ、議員言われるように、こういったいろんな情報っていうのは、言われるようにホームページだけで全てカバーできるかって言ったら、そうでもないと思っておりますので、できるだけ届くような方法もしっかり考えていきたいというふうに考えております。

定期接種になったということでございますので、これはいろんな感染症と同じような国の扱いということになってるというふうに認識もしておりますので、リスク情報をできるだけ届くように努めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（美野勝男）　　３番、桐山尚己議員。

○３番（桐山尚己）　　先日の総務文教常任委員会県外所管事務調査報告、埴谷副委員長によるこの報告で総務文教常任委員会が新型コロナ及び新型コロナワクチンの後遺症等に関してしっかりとしたメリット・デメリット両方の情報を届けておられる、市民の皆さんに届けておられる泉大津市に行ってまいりました。

副委員長が報告されていたとおり、泉大津市ではこどもに案内を送る際に接種券を直接は送らないという独特な施策も行われました。市長が接種を危惧したメッセージを接種券に同封して市民に広く知らせるであるとか、もしくはＳＮＳで市長が情報発信を直接されているとか、そういった積極的な取組をされています。こういうことを丁寧にやっていかないと情報は届かないと思いますよ。

泉大津市では、ウィズコロナからアフターコロナの健康づくりということで、コロナ及びコロナワクチン関連の後遺症情報なんかも含むシンポジウムをこれまで２回開催されてきました。これはその概要、訪問した際に頂いた概要ですけれども、専門家、例えば名古屋大学名誉教授の小島先生や東京理科大学名誉教授の村上先生、伏虎リハビリテーション病院の豊田先生など専門家をお呼びして、国がまともに伝えていないようなリスク情報なんかも共有されてるんですよ。

９１５名の方がお亡くなりになってるのに、特段の懸念がないというようなことを言う人間を私は全く信用できません。それが誰であってもです。厚生労働省であろうが、総理大臣であろうが、そんな人間の言うことは私は全く信用できません。

亡くなっているという事実があるじゃないですか。ＩｇＧ４抗体という悪さをする抗体ができることも、もう分かってるんですよ。この「私たちは売りたくない！」という本にも書かれていますけれども、ＩｇＧ４抗体が誘導されるようになるケースも論文として報告されています。ＩｇＧ４というのは、免疫に関わる抗体ですが、免疫抑制に関与していて、これが誘導されたらワクチン開発は失敗というのが常識です。この業界ではもう失敗という烙印を押されてるんですよ。そういう情報が一切伝わってこない。

コロナワクチンを世界で最も頻回接種した日本において、この２年ほど激増している帯状疱疹やターボがん、予兆なく急激に進行するがんですね、といった疾患は、恐らくこの免疫抑制、免疫力の低下ですね、免疫抑制の結果として現れているのだろうと考えられています。そういうふうに考えるほうが自然だと思いますよ。

本来、健康な人に打つワクチンですから、相当な安全性が担保されていない限り、使

っちゃいけないんですよ。それはこの業界でも常識だし、この業界に全く関係のない一般国民の私の中でも、そんなことは常識です。

危険性が確認されてないから進める、とんでもない間違いですよ。安全性がしっかりと確認されてない限り、進めちゃいけないんですよ。こんなに多くの死者が出ている。確認されてるだけでも１，０００種類以上の後遺症があるんですよ。

ファイザー社が裁判に負けて１，２９１種類の有害事象が起こると、起こり得るという、そういう機密文書が開示されましたけれども、そういう情報も一切国民には伝わってこない、一切というのは間違いですね、主要メディアでは伝わってこない。私が知る限り、唯一、神戸のサンテレビはしっかりとこのことは伝えていました。

ごくごく限られた一部の人にしか届いてないんですよ、本当に国民が必要としてる情報が。

どんどん進めていってですよ、皆さん、国民の８割が２回以上接種してるわけですよ、紀美野町は９割ぐらいでしたっけね。ほとんどの方が接種されているこの状況で、免疫力が低下してる可能性が大だと。そういう中で症状に出ていないからといって、問題ないということは言えないわけですよ。

この本でも紹介されているように、ターボがんという、知らない間にステージ４まで進んでいたというような事例はいっぱいあるんですよ。

これ、次の質問にも関連してきますけれども、本来であればですよ、昨年の６月２日の大変な水害で職員の皆さん、総出でいろいろな対応をしてくださった、大変にありがたいことです。それと同様な対応を取ってもおかしくないようなことですよ。それを全て国や専門家に委ねるというのは、私は間違いだと思いますよ。

任せていて大丈夫だと言うなら、どうして９１５名もの方が亡くなってるんですか。

どうしてそういう事実があるのに、ほとんど国民に知らせないまま、町民に知らせないまま、接種を継続しているんですか。そういうことをやってる国は私は気が狂ってるとしか思えません。国民の命を何だと思ってるんだと。本来、国や地方自治体は、国民や市民、町民の命と財産を真っ先に守らなきゃいけない、そういう存在じゃないんですか。

ちょっとでもリスクがあるなというふうに感じたら、積極的にこういう可能性があるというような形でもいいから、情報をどんどん発信していくべきじゃないかと思いますよ。

それが忙しくてできないというのであれば、紀美野町の適正人員は間違ってるとしか言いようがないですね。この後、再質問しますけれども。

この本でも指摘されてますけれども、自分が今抱えてる体調不良がまさかワクチンに由来するとは思っていないという方が多くいらっしゃると思いますよ。ワクチンに起因するかどうかは分かりませんけれども、その可能性はかなりあるんじゃないんですか。

免疫力低下に対応するようなプログラムというのは、先ほど保健福祉課長ちらっとおっしゃいましたけど、もっともっと積極的に展開してください。

例えば、「新型コロナワクチン後遺症の早期改善が叶う薬物を用いない治療方法」というような、こういう本も出てるんですよ。

泉大津市では専門家をコロナやコロナワクチンを接種した後に体調不良を訴える方々のために月に１回、場を設けて後遺症改善プログラムっていうのをやっているそうです。

１人当たり４時間ぐらい、総合的なプログラムで体がもともと持ってる自己治癒力を高めるというようなことを複数の医者やアドバイスができるようなトレーナーとタッグを組んで、これまで１００人を超える方々のサポートをやってきたと。なかなか、町なかの医者では診てもらえないというケースがいっぱいあります、たらい回しにされて。

そういう方々、泉大津市内だけじゃなくて、市外の方も泉大津市は受け入れてるんですよ。そういうことを市長は、御自分でしっかりと発信されてます。

ほかの市町村の方も救おうというふうにやってらっしゃる首長もいるんですよ。命とＱＯＬに関わるわけですよ。生きていく上でのＱＯＬ、生活の質というか、人間らしく生きる権利ですよ。

アメリカでは、先日の大統領選挙でトランプ前大統領が次期大統領に決まりました。トランプ次期大統領は公言されています。ロバート・ケネディ・ジュニアという弁護士さんがいらっしゃいます。暗殺されたジョン・Ｆ・ケネディの大統領のおいごさんに当たる方です。弁護士、この方が「パンデミック１３のひみつ」ということで、本を出版されてて、その翻訳版を私も購入して読みました。この中で、参考文献をしっかり、ずらっと挙げて、様々な矛盾、ワクチンの危険性なんかも訴えてらっしゃるんですよ。

このロバート・ケネディ・ジュニアがですね、次期のトランプ政権で保健福祉省の長官になるというふうに、もうトランプ次期大統領は公言されてます。

そうなると、今まであまり表に出てこなかった、いろんな事実が出てくる可能性がありますよ。でも、そこまで待ってるわけにいかないんですよ。

感染症予防のためのｍＲＮＡワクチンというのは、新型コロナだけではなくて、この国立医薬品食品衛生研究所が公開されているリストの中で、現在開発中のワクチンが数多くあります。インフルエンザもそうですし、ジカ熱や、狂犬病や、ヒト免疫不全ウイルス、ＨＩＶですね、マラリア、水痘帯状疱疹ウイルス、ノロウイルス、結核、エムポックス、サル痘ですね、大腸がん、前立腺がん、乳がん、卵巣がん、上皮がん、胃がん、食道がん、肝臓がん、リンパ腫、もう様々なものに対するｍＲＮＡワクチンが今、どんどん開発されてるんですよ。この安全性が全く担保できてないものがどんどん開発されてるんですよ。

この新型コロナワクチン、これを立ち止まることもせず、ずっと続けていったらどんどん出てきますよ、次のｍＲＮＡワクチンが。次はインフルエンザワクチンだっていうふうに言われてますよ。

インフルエンザワクチンが出てきたら、今度はインフルエンザとコロナと、１回打ったら、もうそれで済みますよっていう、そういうワクチンも絶対出てきますよ。

こうやって既定路線で、どんどん実績がつくられていったら、日本国民どうなるんですかね。暗たんたる気持ちですよ、私は。それを誰も指摘しない。誰も大きな声で危険だと言わない。おかしいでしょう。しっかりと再考してください、対応を。

次の紀美野町役場の職員数が適正なのかどうかに関して再質問いたします。

町は現在の職員数が適正であるというふうに認識されていますか。

○議長（美野勝男）　　曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司）　　先ほど答弁の中でもありましたが、令和６年の４月現在では職員数は、目標値が１８２人に対して７名超過の１８９人とはなっております。計画上は超過とはなりますが、それには新規事業の増員なり、新規採用職員の前倒しというものもあります。

計画上は、現在超過はしておりますが、計画どおり進めてまいりたいというような考えでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男）　　３番、桐山尚己議員。

○３番（桐山尚己）　　いろいろな数値に関してお伺いするつもりでしたが、時間がないので、ポイントだけ伺います。

紀美野町定員適正化計画（第４次）のこの中に、はじめにという中に、当町における

定員管理については、厳しい財政状況に対応するため、職員数を２４１人から、第１次計画以降ですね、６０人を削減しというふうに書かれてます。

削減してきた主な理由として、厳しい財政状況というふうに書かれているわけですが、これは事実ですか。

○議長（美野勝男）　　曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司）　　現在、人件費の歳出に占める割合は１０％強にはなっている現状であります。それに加えて、類似団体との職員数の比較をしてみても、令和５年の４月現在でありますと、同じ類似団体のところが７６団体ありますが、その中でも職員数が上位８番目に位置する状況にある現状となっております。

以上でございます。

○議長（美野勝男）　　３番、桐山尚己議員。

○３番（桐山尚己）　　池上洋通さんという自治体問題研究所事務局長を以前されていた方が作成された資料を私今見てるんですけれども、その中で、日本は先進国で最低の公務員数だと。これは１９７０年代から始まった小さな政府論から生まれたプログラムの成果だというふうに書かれています。これはもちろん皮肉ですよ。

公務員数の対総雇用者比率、国内の総雇用者のうち公務員が何％を占めるかというところで、福祉国家である北欧は軒並み二十数％、３０％近い数字です。フランスで２１．４％、イギリスで１６．４％、アメリカで１５．３％。これは２０１５年の数字でありますが、そういった数値の中で、我が国は何％だと思いますか。５．９％です。５．９％しかないんですよ。

ＯＥＣＤ２９か国の平均は１８．１％、日本はその３分の１ですよ。公務員の数が少な過ぎるんですよ。これではまともな行政サービスを提供できるわけがない。

しかも、紀美野町のような過疎の小さな町は、限られた人数でいろんなことをやんなきゃいけない。特定の職員があれもやり、これもやり、これにも関与し、それ無理ですよ。職員が疲弊するのは当たり前ですよ。この現実を執行部の皆さんもそうですけれども、我々議会、そして町民の皆さんもしっかりと認識した上で、我々紀美野町はどうしたらいいのか。職員数が足りない。これに全庁挙げて取り組んでいく必要があるんではないかというふうに私は思うわけでありますが、町長、最後にいかがでしょうか。

○議長（美野勝男）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　ただいま桐山議員からね、アメリカであるとか、フランス、

イギリスの労働者の中での割合が高い、日本は非常に低いという数字は初めて知ったような数字であります。それはちょっとびっくりしてるところでありますが、国の形の違いもあるということもあるかなと思っておりますけども、それは置いといて、紀美野町の、我が町の職員定数について考えてみますと、合併したときには２４０人でスタートいたしました。合併効果を出さなければ、それまでそれぞれの団体で大きな地方交付税をいただいてまいりましたが、一つになれば当然交付税がぐっと減っていくということの中で、合併効果、当然それが必要であるということで、職員適正化計画をつくって進めてまいりました。

今、第４次になってるわけなんですが、令和３年度で今つくっている計画の見直しもした中で、どんどん職員数を減らしていくのがいいのかっていうようなところもしっかりと考えました。それまでが右肩下がりであった計画を見直して、やはり適正な、適正なっていうんですかね、しっかりとした行政サービスをするためには必要な人数を確保しなければいけないということで、１８１名ということの中でずっと推移していってるところであります。

類団、先ほど総務課長は類団の比較っていうのは、これは全国の類似団体、紀美野町の置かれている人口とか面積とか、いろんな指標でもって、置かれてる同じような団体が７４あるという中で、これはやはりそれも参考にしながらですね、どこの町でもそれを参考にしながら、いろんなことを進めている中で、上から８番目ということで、まあまあ高いや、多いということは一つありますけれども、それは高い、高くても、うちの中でそれが必要だというふうに考えて今進めているところでありますね。ただ、現在この１８１名を続けていきたいなというふうには思っておりますが、これは、この人口がこれから右肩下がりで減っていく、これは全国の町村、特に町村ですね、市町村を含めて、大都会は別として全国の市町村の人口が減っていく中で、そんだけの職員がね、確保できているかっていうのは、ちょっとまだこれははっきり分かりませんけれども、今の段階ではこの人数を確保していきたいなという思いはありますし、人数が多くなければ、いい行政サービスができないっていうふうにおっしゃられますが、我々はこの今１８０名の職員できっちりとした行政サービスを町民の方々に届けていきたい、きっとそれはいけるというふうに考えて、今運営をしているところでありますので、議員から質問があった、もっともっと、少ないのではないかっていうことに関しては、これらの数字でもって進めていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（美野勝男）　　３番、桐山尚己議員。

○３番（桐山尚己）　　最終的にですね、やはり財源の問題が出てきますから、しっかりと国に主張すべきは主張し、財源確保ということをぜひ行っていただきたい。

それは我々議員も同様にその方向に向かって動くべきだというふうに思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（美野勝男）　　以上で、桐山尚己議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休　憩

（午前１０時１８分）

―――――――――――――――――――――

再　開

○議長（美野勝男）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時３０分）

○議長（美野勝男）　　続いて、４番、藤井基彰議員。

（４番　藤井基彰　登壇）

○４番（藤井基彰）　　それでは、私からは２点質問いたします。

まず初めに、樫河池下の太陽光発電についてでございます。

１１月の中頃、もしくはもう少し後でしたか、ちょっと定かでは、よく覚えてませんが、私の知人からこんな紙面が配られているようだけども、どういうことなのかと聞かれました。当然、私はそれは知りませんでしたので。ただ、その紙面には、和歌山県ソーラー１号機発電所は、樫河池下の太陽光発電所だったという内容や、チェンジ・ザ・ワールドの池田友喜容疑者ら６人逮捕という内容で、町内の一部にそれぞれ配布されたようだと思います。

そのため、町民から私のほうへ、町が悪徳商法の片棒を担いでいるんじゃないかという内容が書かれているが本当なのかなどと、何人の方からか聞かれました。

町は、子育て県下一を目指し、移住者や観光客をもっともっと増やそう、住みよい町にしようと努力しています。このような中で、そのような話や、うわさは町のイメージダウンになると心配しているところです。

そこで、この紙面に書かれていることについて質問したいと思います。

私もあまり詳しく知らない、こう言うと、すごく叱られるかも分かりませんが、事細かには、ほかの質問されている議員さんよりは当然劣っています。一町民として、この紙面を見て、こんな感じだなという目線に近いところからの質問になると思います。

それでは、まず一つ目、和歌山県ソーラー１号発電所は、樫河池下の太陽光発電所だったという紙面の中に、預託商法違反で関係者が逮捕されたことが書かれており、役場もチェンジ・ザ・ワールドの悪徳商法の片棒を担いだとして非難されることは避けられませんと書かれていますが、チェンジ・ザ・ワールドの預託商法について、町は本当に関わっていたのか、関わっていたとするならばどの程度関わっていたのかお伺いします。

二つ目です。

チェンジ・ザ・ワールドの池田友喜容疑者ら６人逮捕という、配布された紙面の中で、預託商法違反でチェンジ・ザ・ワールドが社長の池田友喜容疑者ら６人が１０月３０日逮捕されました。この会社は、去年２月に破産しています。預託商法が禁止されてからも顧客を集めた疑いが持たれています。この事件、紀美野町が大きく関わっていますとも書かれています。

これについてですが、配布された紙面ではそのように記載されていますが、事実はあるのか、とするならばどのように関わっていたのかお伺いします。

３点目です。

配布された紙面の実態のない発電所計画を町は町民の指摘を受けながら、何の手も打っていませんでしたと書かれていますが、同紙面において、そのように書かれていますが、事業計画のあるかないかの判断はしていたのか。実態があることの確認はしていたのかお伺いします。

四つ目です。

紙面の中に、チェンジ・ザ・ワールドが破産していたので、ホープフルマリン有限会社が後を継いで事業を続けると、町は言います。しかし、ここにもうそがありますと書かれていることについてですが、国では、この事業地の権利ＩＤですね、を持っていたのは、中国名の人物で、この人物からホープフルマリン有限会社が権利を買ったことになっていてとありますが、チェンジ・ザ・ワールドには変更されていなかったのですか。

続いて、もう一つ、五つ目。

配布された紙面に、業者が勝手に太陽光発電所建設のための田の、田んぼですね、田の造成をし、しかもうその供述までしていたのです。農業委員会もそれに同調しており、

機能不全は底なしの様相ですとありますが、チェンジ・ザ・ワールドの池田友喜容疑者ら６人逮捕の配布された紙面の中で、業者が勝手に太陽光発電所建設のために田の造成をし、しかもうその供述までしていたのです。農業委員会もそれに同調しており、機能不全は底なしの様相ですと記載されています。

住民の方から農業委員会の委員は役に立っていないように書かれているけど、大丈夫なのかと聞かれました。

また、農業委員会の中には、委員を辞めたいという人がいるとも聞いています。農地の確認事業等で苦労されている農業委員さんに対し、配布された紙面の記事は本当に残念だと思っています。

さて、記事に書かれているように、農業委員会は業者のうその供述に同調していたのか。その付近をお答えください。

これが一つ目の質問です。

二つ目、きめ細やかな子育て支援のことについて質問いたします。

町は町長の強い思いで子育て県下一を目指し、切れ目のないサポートをするために今年度、子育て推進課を新設しました。

こども園から中学生までの給食費の無償化や、小・中学校入学時のお祝い金、高校生には月１万円の支援、もちろん高校生までの医療費は無償です。

また、奨学金返済の援助など、まだまだたくさんある中で、子育て世代の負担軽減には力を注いでいます。国の支援だけでは行き届かないところへの町民の声を聞き、ほかの市町に先駆けて、町独自の支援を行っています。これにより、全体の底上げは確実にできているものと思われます。

ただ、しかしながら、まだまだ支援が必要な家庭があると思われます。具体的には、ひとり親家庭や、障害のあるこどもがいる家庭などです。

ひとり親家庭では、一般的な例として、母親とこども２人がいる３人の家庭では、それまで両親の収入のうち、母親がパートタイマーであることが多く、仮に１人になってしまいますと、母親の収入だけではたちまち破綻します。

また、障害のあるこどもの家庭では、こどもの世話のため親が働きに行きづらい状況があります。

町は全体を見ながらも、そのような家庭により手厚い支援が必要かと思います。児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当など国や県の支援はありますが、町としては、

現場に向き合う中で、申請の手助けはもちろんされていますが、町独自で寄り添った手だてを何かされていますか。

以上、２点よろしくお願いします。

（４番　藤井基彰　降壇）

○議長（美野勝男）　　それでは、藤井基彰議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

森谷住民課長。

（住民課長　森谷克美　登壇）

○住民課長（森谷克美）　　それでは、私からは藤井議員の１番目の質問、樫河池下の太陽光発電についての一つ目、和歌山県ソーラー１号発電所は、樫河池下の太陽光発電所だったという紙面の中に、預託商法違反で関係者が逮捕されたことが書かれており、役場もチェンジ・ザ・ワールドの悪徳商法の片棒を担いだとして非難されることは避けられませんと書かれていることについて。

二つ目、チェンジ・ザ・ワールドの池田友喜容疑者ら６人逮捕という配布された紙面の中で、預託商法違反でチェンジ・ザ・ワールド社長の池田友喜容疑者ら６人が１０月３０日逮捕されました。この会社は去年２月に破産しています。預託商法が禁止されてからも顧客を集めた疑いが持たれています。この事件、紀美野町が大きく関わっていますと書かれていることについて。

三つ目、配布された紙面の実態のない発電所計画を町は町民の指摘を受けながら、何の手も打っていませんでしたと書かれていることについて。

四つ目、同紙面の中にチェンジ・ザ・ワールドが破産したので、ホープフルマリン有限会社が後を継いで事業を続けると町は言います。しかし、ここにもうそがありますと書かれていることについての四つの質問に対してお答えさせていただきます。

まず、一つ目の質問です。

令和６年１０月３０日、預託等取引に関する法律、以下預託法と言います、違反により、チェンジ・ザ・ワールドが逮捕されたため、これまでの事業内容について確認させていただきました。チェンジ・ザ・ワールドは２０１２年２月設立の法人で、主な事業であった野立てや営農型太陽光を対象に、区分オーナー会員を小口で募集し、売電収入から管理手数料を差し引き、オーナーに金員を支払う事業を実施していました。スマホで買える太陽光との宣伝コピーで積極的に小口オーナー会員を募集し、２０２２年には

大手航空会社と連携したマイルプレゼントキャンペーンで太陽光発電所の購入金額に応じてマイルが得られる販売促進手法によって、大きく会員を増やしたと伺っております。

こうした中、預託法の改正案が２０２１年６月に国会で可決成立し、翌年６月１日に施行されました。

これにより、物品を販売した上で、３か月以上の委託を受け、その預託に関し、財産上の利益の供与を約するなどの販売預託は禁止となりました。翌年、令和５年２月２７日に、同社は債務超過で破産していることを確認しております。

チェンジ・ザ・ワールドの逮捕につきましては、町での説明会が終わり、翌年の債務超過による破産から１年以上経過してからの出来事でありまして、町は預託商法には加担しておりません。

続いて、二つ目の質問です。

町が当時の事業者であるチェンジ・ザ・ワールドに対し、預託法の改正の前後を問わず、集客行為について関係したことはございません。

次に、三つ目の質問です。

最初の個人事業者からは、チェンジ・ザ・ワールドへ設備ＩＤの事業権利を譲渡していることの事実は確認しております。実態のない事業計画ではないと認識しております。

しかし、設備ＩＤの変更認定の申請が未了であったため、町からは同社に対し設備ＩＤの変更認定申請を強く求めておりました。何もしてなかったというわけではございません。

次に、四つ目の質問です。

設備ＩＤの権利は、最初の個人事業者の方からチェンジ・ザ・ワールドへ譲渡をされたことを確認していますが、変更手続が未了でした。

その後、同社が設備ＩＤの変更認定を取得する前に破産しております。破産管財人の換価業務として設備ＩＤの変更については、最初の個人事業者の方からホープフルマリン有限会社に適法に変更がなされたものと認識しております。

以上、簡単ではございますが、樫河池下の太陽光発電についての１番目から４番目の質問についての答弁とさせていただきます。

（住民課長　森谷克美　降壇）

○議長（美野勝男）　　吉見農業委員会事務局長。

（農業委員会事務局長　吉見將人　登壇）

○農業委員会事務局長（吉見將人）　　最初に、本日、農業委員会委員長が役場まで来ておられたのですが、急遽出席できなくなっていましたこと、申し訳ございません、私のほうが代理で答弁をさせていただきます。

それでは、私のほうからは、藤井議員の１番目の⑤番についての御質問にお答えさせていただきます。

当町の農業委員会は、人口減少の影響により、委員になっていただける方が少なく、自薦によって委員になられた方はございません。現在、委員になっていただいている方の全員が、区長や地域の推薦により農業委員になっていただいてございます。

そのため、農業委員会の改選時は各地区において大変苦労されているのが実情でございます。

さて、御質問の農業委員会は、うその供述に同調したのかとの御質問でございますが、配布された紙面にどのようなうその供述をしたのかというところまで特定されていないため、詳しく分かりませんが、うその供述と分かって、農業委員会の委員が同調したことはございません。

また、農業委員会の委員は、現地確認により、周辺農地への影響がないかどうかの確認、議案審議、農地パトロールなど、農地法に定められた範囲で業務を進めていただいてございます。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

（農業委員会事務局長　吉見將人　降壇）

○議長（美野勝男）　　黒﨑子育て推進課長。

（子育て推進課長　黒﨑智帆　登壇）

○子育て推進課長（黒﨑智帆）　　藤井議員の二つ目の御質問、必要なところへのきめ細かな子育て支援についてお答えします。

紀美野町では、子育て支援県下一を目指して、こどもを産み育てやすいまちづくりを進めています。妊娠期から子育て期のこどもや家庭に対しての切れ目ない相談支援を行うとともに、経済的支援においては、町独自施策として、出産祝い金、在宅育児手当、こども園の保育料無償化、こども園から中学生までの給食費の無償化、高校生世代応援手当、１８歳までのこども医療費無償化等を行っております。

議員御指摘のひとり親家庭については、御家庭によっては経済面において大きな御負担があるかと理解しております。ひとり親家庭の経済支援については、県が実施主体で

ある児童扶養手当制度があり、町は窓口として速やかな申請手続ができるよう支援を行っております。

また、ひとり親家庭医療費についても、県の補助金を活用し、町が２分の１の補助をしております。

申請や相談の際には、十分にお話を伺い、状況に応じた制度の情報提供など、寄り添った丁寧な支援を引き続き行っていきたいと思います。

また、障害のあるこどもの御家庭に対しても、町独自に障害児在宅扶養手当を支給するほか、障害児のサービスの情報提供を行い、必要に応じて御利用いただくことにより、御家庭の負担を少しでも低減できるよう努めているところです。

最後に、紀美野町の子育て支援がさらに充実していくよう、個々に応じたきめ細かな支援に努めていきたいと考えております。

御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

（子育て推進課長　黒﨑智帆　降壇）

○議長（美野勝男）　　以上で、１回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して、質問、答弁をしてください。

４番、藤井基彰議員。

○４番（藤井基彰）　　それでは再質問させていただきます。

まず一つ目のこと、①のことからであります。たくさんの答弁、ちょっと整理しながらで、少し戸惑っているところもあるんですけれども、まず最初に、マイルのプレゼントキャンペーンや営農型太陽光の設置に対しての町が何か積極的に関わって、事業者の便宜に供与することがあったのでしょうか。事業者からの要求に対して何か融通を利かせるようなことがあったんでしょうか。

○議長（美野勝男）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　藤井議員の御質問にお答えします。

マイルのプレゼントキャンペーンや、営農型の設置に対して関わったり、融通を利かせたりしたのかっていう御質問だったと思います。

チェンジ・ザ・ワールドだけではなく、ほかの太陽光発電者と同様、チェンジ・ザ・ワールドさんも所定の手続を経て届出をいただいておりますので、チェンジ・ザ・ワールドだけに対して便宜を供与したり、融通を利かせるようなことは一切行っておりません。

以上です。

○議長（美野勝男）　　４番、藤井基彰議員。

○４番（藤井基彰）　　今の答え、チェンジ・ザ・ワールドだけとおっしゃいましたけど、要は全てのそういう会社には何もないということですね。今の答弁の確認ですね。当然、どこにもそういう供与はしていないと。

○住民課長（森谷克美）　　はい。

○４番（藤井基彰）　　それから、配布された紙面だったと思いますけども、町のホームページに今年の２月までチェンジ・ザ・ワールドが事業者であると書かれていた。たしか、そのような、書かれていたように思います。僕、ホームページ、申し訳ない、見てなかったので、これは詳しくはよく分からないんですけども、このこと自体は、何かおかしくはないんでしょうか。

○議長（美野勝男）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　藤井議員の御質問にお答えします。

チェンジ・ザ・ワールドが今年の２月まで事業者として、町のホームページに記載されていたということなんですけれども、その後の新たな事業者であるホープフルマリン有限会社による変更の届出が行われるまでは、前の事業者であるチェンジ・ザ・ワールドが必然的に事業実施者となっておりました。

チェンジ・ザ・ワールドが破産したからといって、当然に資格喪失するわけではありません。権利は所有したまま破産されておりました。

その後、破産による清算業務の中で、ホープフルマリン有限会社が事業を継承して変更に係る届出があったため、所定の手続を経て、事業者の変更を行っております。

以上です。

○議長（美野勝男）　　４番、藤井基彰議員。

○４番（藤井基彰）　　ちょっと僕、すみません、今の再確認。破産しても載せていて問題ないってことなんですか。ちょっと僕よく分からないんですけども。

○議長（美野勝男）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　藤井議員の御質問にお答えさせていただきます。

事業者が破産したときには、当然負債もあれば、現金も保有しておりますし、事業展開されてた資産も保有しております。

破産後は清算法人に移行されまして破産管財人の下、ある財産や現金とか、そういう

ものは全て換価、現金化して負債の減債に充てたり、債権者からの請求に応じて支払いをされたりっていうことをされてます。今もそれはチェンジ・ザ・ワールドさん、現在進行形で実施されております。

以上です。

○議長（美野勝男）　　４番、藤井基彰議員。

○４番（藤井基彰）　　ちょっと腑に落ちない点もありますけど、それはそれで問題ないと、きちっと証明できるっていうことですね。はい、分かりました。それはそれで僕もちょっと法的なこと、勉強、ちょっとよく分かりませんのであれですけど、町のほうで確認されてるんだったら、それはそれとして一つ置いておきます。

それから次に、お話ししましたチェンジ・ザ・ワールドが事業者を名乗っておりながら、設備の権利譲渡を受けてなかったようなんですけども、これはおかしくはないんですか。

○議長（美野勝男）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　藤井議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどちょっと御説明させていただいた清算行為のお話と重複するところあるんですけれども、チェンジ・ザ・ワールドさんが最初の設備ＩＤ取得者から変更の権利を譲渡により取得していたことは確認しております。国への変更認定の申請をされていなかったので、町からも行うように強く促しておりました。しかしながら、変更認定が行われる前に、チェンジ・ザ・ワールド自体が破産したものと考えております。

その後、破産管財人により財産処分がされる中で、新たな事業者であるホープフルマリン有限会社へと事業が譲渡されたものと認識しております。

破産管財人さんの弁護士さんがおられまして、管財報告っていうのも弁護士さんのほうのホームページで逐次されてますんで、その内容についても確認はさせていただいております。

以上です。

○議長（美野勝男）　　４番、藤井基彰議員。

○４番（藤井基彰）　　それも詳しく分かりません。それはそれとして、受けておきます。

それから、住民課長が答えてくださった四つ目の中ですけども、ホープフルマリン有限会社に適法に変更がなされたものと認めていますって、たしかおっしゃったように思

いますけども、これは僕も詳しくよく分からないんで、あんまり細かいことは質問しづらいんですけども、要は、そのことをきちっと適法に変更されたことは確認されているのか、お願いします。

○議長（美野勝男）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　藤井議員の御質問にお答えさせていただきます。

最初の個人事業者が設備ＩＤを取得して、それをチェンジ・ザ・ワールドへ譲渡、その後、清算行為によりホープフルマリン有限会社に設備ＩＤを含む事業の権利を最終的に譲渡されたことについては、全て確認を取っております。

以上です。

○議長（美野勝男）　　４番、藤井基彰議員。

○４番（藤井基彰）　　多分、町は当然、その付近は詳しく、いろんな手続を取りながら確認されているものと思われます。一般町民目線からすると、あまり詳しいところまで分からないんで、それはそれとして、取りあえず今日のところは受けておきます。

それから、５番目に農業委員さんに関係した質問についてですけども、先ほどの局長のお話では農業委員会はうその供述に同調したことはないとのことでした。

まあ、当然だろうとは思うんですけども。それで疑問に思ったのですけども、和歌山県ソーラー１号発電所が樫河池下の太陽光発電所だったの配布された紙面で、農地法違反事件を起こしていますが、農業委員会が全く機能していません。当事者から事情を聴いて調書を作成したと言いますが、これが全く事実と違う内容でした。直接工事を依頼したとされる人から事情を聴き、調書が偽造であることが分かっていますと書かれています。ここに書かれているように、調書が偽造され、土地の所有者や耕作する人が問題があると思っているなら農地転用の申請書を農業委員会に提出しないと思うのですが、その付近の矛盾はどうお考えですか。

○議長（美野勝男）　　吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見將人）　　実は偽造されたという部分で、その書類というのは、違反転用がありまして、農業委員会から事業関係者であったり、土地の所有者、それから耕作者、工事の施工事業者に対してですね、農業委員会から調査を行ったことについてだと思います。

その紙面に書かれてございます調書の偽造についてですね、違反転用のあった３３５番地の隣の３３４番地の方に対する調査のことだったと思うのですが、ちょっとその方

に来ていただいて、お話をさせていただきました。この方はですね、自分から農業委員会に書類を提出することを非常に悩み、ためらってございました。そのため、もう業者に出してくれたらいいということを業者に伝えたということでございます。

先ほど御質問ございました農地転用の申請ですが、本来、それに反対するんであれば、その方もおっしゃっていたんですが、３３５番地の、もう一つ、４６８番地の１っていう方がその方、農地転用されてたんですが、それ自体取り下げるやろうということでございましたが、農地転用の申請は問題なく３３５番地と４６８番地の１ともに提出されてございますし、その後、地権者から取下げなどっていう申請は一切ございませんでした。

なお、農地転用の違反転用の原状回復ですが、こちらは３３５番地の方の土地の立会いの下、事業者と協議して問題がないということを確認してございます。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男）　　４番、藤井基彰議員。

○４番（藤井基彰）　　でも、いずれにしても偽造という形になるんじゃないんですか、問題ないんでしょうか。

○議長（美野勝男）　　吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見將人）　　実は、そのことについてもですね、３３４番地の土地の所有者の方からお聞きさせていただきました。

その出された内容について、自分の意に沿った内容ではないし、何の問題もないから、そういった犯罪であったり、訴えることはしませんし、そういうことは望まないということで回答いただいてございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男）　　４番、藤井基彰議員。

○４番（藤井基彰）　　じゃあ、取りあえずその所有者は大きく問題にはしないと、そういう判断ということなんですね。はい、分かりました。

詳しく、よく分からない中の質問で、本当に答えるほうも申し訳なかったと思うんですけど、いずれにせよ、こういう紙面が出てるってことは事実、一部の地域に出てるようなんで、私も見ました。

町としてはイメージダウンというのは個人的には大変マイナスで苦しいかと思います。

いろんな事業起こる場合に、いろんな問題が当然出て、それがいろんなうわさや話に

なるかと思うんですけども、今回、結構このソーラー問題、皆さんのいろんな関心もあり、多く皆さんもいろんな状況を知りながら、うまく町のためになるような事業を進めていけば、また駄目な事業はやめていけばとは思います。

町長、これ今後どうですか、こういういろんな問題が、今たまたまこういうのがすごく象徴的に出てますけども、いろんな問題、多々起きると思います。町としては、当然きちっとした対応をされてると思いますけども、今以上にきちっとして、皆さんに誤解がないような進め方、この付近に対しての思いはどうでしょうか。

○議長（美野勝男）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　藤井議員からの、町として、町長としてどういうふうに思うんか、今後どうしていくんかっていうような質問であったかと思います。

今回のこの事案の中に幾つかあるんですが、チェンジ・ザ・ワールドが預託商法違反っていうのは、これはもう事実だと思います。いろんな、私も勉強した中で、それは事実であるというのは、法律が改正された後も同じような売り方をしてきた、そのことによって被害を受けた方もいらっしゃるというのも確認して事実だと思っております。

ただ、そこで被害者、会員の方々が２万数千人いらっしゃるっていうようなことも確認しましたけども、その一番大きな要因は順調に事業を進めてきた中で、国、経産省であるとか、環境省であるとか、そういったところからも表彰されたっていうことが一つあったということと、先ほど住民課長が答弁した中で、大手航空会社と提携してマイルプレゼントキャンペーンをしたと。そのことによって、一気に会員数が倍に膨れ上がったっていうのも、これも事実であろうと思います。ということで、それはその小口の会員を、購入した方々は、国も表彰している会社であるし、大手航空会社と提携してるということで信用されて、購入されて多くの方がされたんだというふうに推測はしております。

ただ、結果的にそういった会員、権利を購入して被害に遭われた方が大勢いらっしゃるというのは大変気の毒なことだとは思いますが、今言われるチェンジ・ザ・ワールドは樫河池下で今やろうとしていた一つの区画があります。そのことがそれに加担してるって決めつけるのはいかがなもんかなと思っております。当然、権利を購入した方々は、そのチェンジ・ザ・ワールドのホームページでもって、それまでの実績を見た上で、ここだったら心配ない、大丈夫だなっていうふうな形で購入されたというふうに私も思っておりますので、樫河池下の一つの、まだまだ草ぼうぼうのところのものを見て、それ

でもって購入したっていうのは、ちょっといかがなもんかなというふうに思っておりますので、加担したっていうのは、全くそういうことはございませんし、そんな売買がされてるっていうことも、我々は、紀美野でおる場合知る由もない、そういう案件ではないかなというふうに思っております。それはチェンジ・ザ・ワールドの関係もありました。

もう一つ、農業委員会のほうも、確かに転用前に、畔をかいたっていう事実もある。これは事実であります。しかしながら、農業委員会としてはそういう事実を通報いただければ、適正に指導してまいりましたし、そういった事実がありながら、ほったらかしにしてきたわけでもございませんので、農業委員会はきちんと機能してるっていうことも、そのとおりでありますので、それは機能してないっていうのはいかがなもんかなというふうに考えております。

全体的に申しますと、この紀美野町は条例、規則を制定したのは、令和３年の１２月であったと思います。県内の幾つかの町が条例整備をしておりましたが、まだまだしていないところの中で条例を整備して、適正な形でこの太陽光の事業を進めていただきたいという思いから条例を整備したものであります。

条例にのっとって、事業を進めていただいておりますというふうに認識しておりますし、町とすれば、今までも何度も言いましたが、許可権であるとか、認可権は全くなくて、しかしながら、届出は受理しなければいけない。しかし、事業計画の届出を受理するに当たっては、町から条例でもって制約もかけております。いろんなことを、大きなところは住民説明会であるとか、いろんなことの制約をかけた上で、適正に事業を進めてください、その上で、町は届出を受理しますということで条例制定をしておりまして、その後も条例にのっとって事務を進めておりますので、こういう形で紙面でいろいろ、ある意味では、町もそのチェンジ・ザ・ワールドのそういった預託商法違反によって、町も何というか、迷惑を被ったような状況ではないかなというふうに思っております。議員が言われるように、町のイメージが損なわれるようなことになっては、大変いけないことで、ある意味では被害者でないかなというふうに、私も思っておりますので、きちんとした情報を、ですから町民の方々にお知らせしていただければなと思っております。

先ほどからいただいた質問に対して、担当課長が答弁させていただいたのは、そのとおりでございますので、皆さんどうか御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男）　　４番、藤井基彰議員。

○４番（藤井基彰）　　いずれにしましても、仮に、言葉が適切かどうか分かりませんけども、いろんな事業、悪徳業者っていう、こういう言い方はどうか分かりませんけども、そういう方っていうのは、そういういろんな隙間を突いてね、いろんなことをしてきますよね。今までテレビとかニュースなんかで見ますと。町としては、きちっとそういう付近は把握しながら、当然、町の中でこういう問題で、町民同士で何だかんだと言い合うようなことがないような、そういう状況をつくっていただけるように、今後とも、何とか努力していただきたいと思います。

最初の太陽光発電に関する質問はこれで終わって、次の子育て支援の質問へ変わります。

先ほど、課長の答弁では、小川町長がおっしゃる、推進しているいろんな町の施策、医療の無償化とか、お祝い金とか、たくさんおっしゃってくれました。私もそれは把握していて、保護者の方がすごく評価されていることは理解しています。でも、私が質問したのは、課長に質問したのは、そんな中でひとり親家庭、それから障害のあるこどものいる家庭、こういうところへ町としていかに細かくしているかっていうところをたくさん聞きたかったのですが、お答えでは児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当などっていうことが重き、あとは医療費の補助が２分の１とかいうお話はされてましたけども。

いずれにしても、この今言った三つの児童手当、特別児童手当、特別児童扶養手当に関しましては、町が窓口になって申請の手助けをすると、そういうものでありまして、具体的に町がその家庭に大きくプラスになるような支援をしているというものではないと思います。申請は結構細かく大変なようなので、そのいろんな内容を適正に指導されているっていう状況だと判断しています。

そんな中で、じゃあ、それだったらほかの市町と変わらないんじゃないのっていう感覚が少しございます。せっかく町長がおっしゃる子育て県下一とおっしゃるんでしたら、その付近に対しても、もう少し手厚い支援が必要かなと思うんですけども、仮にまず最初の、これ児童手当は今年１０月から改正されて、所得制限が撤廃され、また費用も増え、また支給回数が４回から６回、３回から６回、何か、ちょっとすみません、詳しく覚えてません、いずれにしても拡充されたんだろうと思います。じゃあ、これはこれで

もちろんよろしいことだと思います。ただ、児童扶養手当、要はひとり親に関わることですけども、これは当然、児童手当と重複して受給できるものと判断していますけども、これ、そういう審査をしますと、すみません、書類を提出しますと、県のほうの審査が約３か月ほどかかると聞いています。先ほど私がお話ししましたように、例えばの例で、母親とこども２人の３人家庭、母親がパートだったら、幾らか分かりませんけども、今のはやりの言葉で言えば、年収が１０３万円以下かも分からないです。そんな中で、３か月間、申請の手当がもらえるかもらえないか分からない状況、ましてもらえなければ、どうして生活していけばいいのかと。もちろん、少しの蓄えはあるか分かりませんけど、こういうのはもうすぐ取り崩して終わってしまいますし、その以降が分からない。こういう状況っていうのは、町として何とか、その３か月間のそういうフォローみたいなのはできないもんですかね。

すみません、３か月かどうか、その申請が出るまでの、３か月っていうより、申請が出るまでの間の一つの例として３か月ということです。

○議長（美野勝男）　　黒﨑子育て推進課長。

○子育て推進課長（黒﨑智帆）　　藤井議員の御質問にお答えいたします。

先ほども申しましたように、児童扶養手当制度は、町は窓口として申請手続の支援を行っております。申請後は県の審査を受けて、議員言われるまで、認定まで早くて約３か月間の期間を要します。この間の御負担というのは理解しております。これにつきましては、家庭によっては、かなり経済的な御負担になっているということですので、県には速やかな審査を強く要望していきたいというふうに思っております。

また、議員先ほど言われましたように、国のほうもこの１１月から児童扶養手当制度の所得制限限度額の引上げとか、あと１０月からですけども、児童手当の高校生までの延長やら、多子世帯への増額など、少しずつですけども、経済的支援の拡充がされております。

そしてまた、一時的な支援ということのお話の中で、貸付けになりますが、県や社会福祉協議会からの貸付制度などもございます。そういった情報を適切に御相談いただいた際や、申請いただいた際には、適切に情報提供を丁寧にしていきたいというふうに考えております。

その他の支援につきましても、他市町村の状況やら、県の動向のほうを注視しながら今後も検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（美野勝男）　　４番、藤井基彰議員。

○４番（藤井基彰）　　増額はされてるのは確かに確認してます。でも、実際問題、この物価高では、残念ながらあまり実質プラスにはなってないような状況だと私自身は感じています。それはそれとしまして、これ、ちなみに、少し資料をいただきましたが、この児童扶養手当、ひとり親家庭ですね、申請者、ちょっと簡単な数字ですので発表したいと思います。令和４年度でしたら申請者が６０人、これ少し概数なんで、これきちっとした数字とは、ちょっと確認できてません。まあ、アバウトという感じでお願いします。

６０人、そのうち受給者は５４人。結局、ここでは６人の方は申請したけど、駄目だったということです。

それから、停止者は６人。停止というのは、これは多分、経済的な、いろんな理由でもう必要がなくなったんであろう、自立したんであろうということだろうと判断しています。

同じく、令和５年では５９人の申請者に対して４８人が受給。１１人がもらえなかったということです。停止者が１１人。

令和６年度現在では５３人の方が申請して、４２人の方が受給認定されましたが、１１人の方が駄目だったということですね。

結局、何を言わんとするかといいますと、町のほうで申請を手助けしている、あくまで、あなたたくさん給料もらってるじゃない、何だかんだで、とても申請できませんよっていうような方には、最初から多分無理ですよとお話しするんだろうと私は思っています。

でも、これは大変だから何とかしてあげたいねっていう判断の下、五十何人とか申請されているはず。その点の手助けだと思います。でも、なおかつ今言ったように１０人とか１１人の方がもらえていない。３か月待って、もらえるんかな、もらえないかな、どうしたらいいんだろうと思いながら、結局もらえない。もちろん、もらっても申し訳ないけど、それで十分とは言いませんけど、もらえないと、こういう方が１１名とか１２名とか、毎年いてるわけですね。

最初、僕が言ったように、例えばこども２人いてるような家庭では、これどうして生活していくのっていう形になるんです。

もうそのアパートでしたら、もう引き払わんといかん、仕事も変えなきゃいかん、学校も変えなければならない状況になるかも分からないということが起きてくるんですよね。これ果たして本当に子育て推進になっているかということです。だから、さっき言ったように、せめてそのどちらか分かる、認定されるまでの間、すごく親としても不安があるんですよね、財布の中はずんずん貯金は減っていく。もらえれば、何とか食べていけるか、もらえなければ、たちまちもう生活が成り立たないであろうとか、そういう不安の中で３か月間待たないといけない。その間を、だから例えば町のほうである程度補助して、金額は幾らかは言いませんけども、補助して、認定されれば、遡っていただけるんですから、当然その遡った分から天引きしていけばいいんだと思います。

仮にもらえなくて駄目だった方に関しては、本当に残念でかわいそうなんですけども、じゃあ、全部返してって言うのも、これもきついなと思います。町としては、そういうときのためにある程度、何かの、まあ条件はあるにしても軽減もしくは減免の方法を取りながら、残念だったけど何とかまた応援したいねとか、そういうぐらいの優しい接し方、こういうのは例えばできないものなんでしょうか。

○議長（美野勝男）　　黒﨑子育て推進課長。

○子育て推進課長（黒﨑智帆）　　藤井議員の再質問についてお答えさせていただきます。

そうですね、今現在、やはり児童扶養手当につきましては、国の基準に従っての下、支給されるものでありまして、町としては、それに基づいて、審査の間、待っているような状況でございます。

やはり、申請時には、こちらもかなり丁寧に対応させていただく中で、状況を聞き取らせていただいて、かなり経済的に困難であるということでしたら、先ほどもちょっとお伝えさせていただきましたように、少し、１か月ぐらいはかかるということなんですが、社会福祉協議会による生活福祉資金であったりとか、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金って、県の事業でありますが、そういったものを御案内するというような、今は現状であります。しかし、本当に御家庭によっては、かなり、精神的にも環境が変わるということで、大変な時期でもあるとは思いますし、経済面においても、本当に御負担になっているというところは理解しておりますので、今後、町としましても、そういった方にどのような支援が必要かっていうことは、本当に研究していきたいというところでございます。

以上です。

○議長（美野勝男）　　４番、藤井基彰議員。

○４番（藤井基彰）　　既存の今貸付け等々、これはもうある程度存じ上げてます。それでも、なおかつ厳しいから子育て推進の町として、その児童扶養手当の補完としてそういうものができないかということを私はお話ししてるんで、いろんな状況で、多分厳しい状況の方っておられると思います。その状況の方々へ少しでも町として何とか、せっかく町へ住んでいただけるんでしたら、少しでも応援、何といっても、最初のいろんな町長の施策は全部、ほかの市町に先んじて頑張って、もちろん後からついてきて、並んでいる市町もたくさんいますけども、ほかの市町に先んじて頑張っていることですから、周りの状況を見ながらじゃなくて、周りの状況よりも自分の町のこどもさんのいる家庭の状況を見て、少しでも前向きな手だてをお願いしたいと思います。現実にはこういう状況があるっていうのを、当然御理解だと思いますけども。

それと同時に、その児童扶養手当、これ結構審査が面倒で、たくさんあるみたいなんですね。少し聞きますと、経済的な面や、いろんな状況を調べるためかどうかよく分からないですけども、住居の間取りまで申請に出さなければいけないような状況っていうのを少し聞いてます。これ今の時代に、この住居の間取り等々まで書類出すっていう、これすごく、僕個人的には違和感を感じます。それをもって何のための判断をするのか。例えば、大きな家に住んでたら、もうお金があるから要らないという形を見るのか。１間だったらかわいそうだから出そうという、そういう形を取るのか、そんな問題じゃ多分ないと思います。じゃあ、そのためにじゃなかったら、何のためにそういう住居の間取り等々まで申請に出さなければいけないのか。すごく不思議に思いますけど、その付近、もちろんこれは県の審査ですので、町がすぐ判断はできないと思いますが、課長、もしくは町として、個人として、町としてどういうように思われますか。

○議長（美野勝男）　　黒﨑子育て推進課長。

○子育て推進課長（黒﨑智帆）　　藤井議員の御質問にお答えします。

すみません、間取り等、審査内容につきましては、すみません、県の審査の内容でございますので、大変申し訳ございませんが把握できていない状況でございます。

どう考えるかっていうことにつきましては、その中身がどんな審査っていうところが分かりませんので、何とも言えないんですけども、そういったところもきっちり把握して、県のほうにも確認して、必要であれば、その審査の内容について等、要望っていう

か、お伝え、住民の方の声ということでお伝えしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（美野勝男）　　４番、藤井基彰議員。

○４番（藤井基彰）　　すみません、間取り等々が審査用紙の中に必要である、添付しなければならないっていうところまでは御存じですよね。

○子育て推進課長（黒﨑智帆）　　はい。

○４番（藤井基彰）　　存じ上げてるんだったら大丈夫です。それで私は違和感を持ちましたんで質問したものでございます。また一度考えてみてください。

それと、この児童扶養手当なんですけども、当然いろんな事情で援助、どこかの扶養になればいただけない、これはよく分かります。さっきお話ししましたように、例えばアパートに住んでいまして、アパート代が払えない。じゃあ、もう仕方ないから実家へ、狭いけど転がり込んでいこうかって、仮にそういう形になった場合に、祖父母の援助があるということで、要件を満たさないということが多分出てくるんだろうと思います。

これ、でも考えてみましたら、祖父母のほうにとってみましては、実家へ来られても困る、実際困るんだけども、向こうで生活できないんだったら仕方ないねっていうところになるんですけども、祖父母が結局、年金暮らしだった親がその分を見なければならない、少し見なければならないという現状になると思います。となると、結局、誰がプラスになるのと言ったら、誰もプラスにならない。祖父母が年金から、わぁきついなって、ある程度応援してあげないといけないし、帰ってこられたその家庭は、じゃあ経済的にプラスになるのって言えば、家賃であったアパート代付近が浮くだけであって、何も経済的には変わらない。そういう状況になっていくんだろうと思います。

何を言わんとするかといいますと、仮に実家に帰ったという要件が、自立もしくは扶養手当が必要でないということとは全然関係がないんじゃないかと、もっと極端に言えば、児童扶養手当、ちょっとあれ、すごくややこしくて金額ばらばらなんですけども、４万５，０００円から５万円程度、１人、何人目からとか、そういうことまで聞かれるとややこしいんですけど、仮にそのぐらいとすれば、事実上、アパート代にもなるかならないかなんです。仮にもらったとしても、その家庭は経済的にはとてもやっていける状況ではないっていう状況の下の金額な状況です。

だから、そういう面から考えましたら、援助があるから要件を満たしていない、児童

扶養手当はいただけませんっていう理由に、実家もしくはそういう親族のところへ一緒に住む、またその敷地内に住むとかっていうことは決して要件を満たさないっていうところには合わないんじゃないかと思うんです。その付近はどう思いますか。

○議長（美野勝男）　　黒﨑子育て推進課長。

○子育て推進課長（黒﨑智帆）　　藤井議員の御質問につきましては、言われますように、御家庭全般的な御負担になるということで理解のほうはしております。先ほどからも同じような答えになるかとは思いますが、例えば、住居につきましては、県のそういう制度がございまして、ひとり親家庭住宅支援資金貸付という制度がございます。それで住居の借り上げに必要な資金を借りることができるということで、貸付けから１年以内に就職または所得アップが見込まれる転職などをして、就労を１年間継続したときは返還免除っていうような制度もございます。こういった今ある制度を、本当に先ほどからも申しますように、その方に応じた、相談内容に応じたことを御説明して、その他の支援につきましては、今後の課題として研究していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（美野勝男）　　４番、藤井基彰議員。

○４番（藤井基彰）　　多分、今答弁できるのは当然それだけじゃないというのはある程度理解しています。先ほど同じ僕の質問になりますけども、結局、何を言わんとするかというと、結局、だからせっかく子育て推進を一生懸命推していこうっていうんだったら、町として、その付近の補完を、少しでも補完をできないかと。実際問題厳しいと判断される状況の下の、そういう状況だったら、何らか補完はできないかと、それを申し上げてるんで、そもそもの国や県の制度をこちらから変えてくれなんていうことは当然厳しいかと思います。その付近も含めて、今、例として幾つか挙げたものです。

それから次、障害のあるこどもがおられる家庭の親なんですけども、さっきも言いましたように、学校が終わりましたら放課後、じゃあ、どこへどうお世話になればいいのっていう状況がございます。

残念ながら、町内にそういう状況の場合に預かってくださる施設はございません。結局、町外、紀の川市、海南市、僕が聞いた方は御坊までいっとき送っていたっていうお話も聞いています。これは多分今年の何か町民の方とお話しする機会のときの誰か、僕のほうでちょっとそういうお話を聞いたような記憶、もし間違っていたらこれは申し訳

ありません。まあ、いずれにしても町内にはないってことは現実だと思います。ということは、じゃあどうすんのってことは、親が送り迎えする、もしくはそういう送迎をしてくれる方にお願いするしかないんですけど、送迎してくれる方にお願いしますと、当然大きな費用がかかります。これもすごく経済的な負担になります。

でもって、じゃあ、町はどういう支援があるのっていう形になるんですけども、これも残念ながら、なかなか厳しい状況だと思います。例えば、町内にそういう施設を何とか造るっていうよりも、事業者があれば応援をしてあげて、受皿をつくるような手だてをしていただきたいなと思うんだけど、その付近は状況、どう思われますか。

○議長（美野勝男）　　森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦）　　保健福祉課のほうでお答えさせていただきます。

障害のあるお子さんについてはですね、未就学児、小学校まで入る子については児童発達支援、それから小学校以上の方については放課後利用できる放課後デイサービスというサービスがございます。これは障害がある、または発達が気になるお子さんがそちらへ通って集団生活の適応であるとか、生活能力の向上、その他いろいろな能力を身につける場所でございます。そういう発達の障害のある方、また障害のある方については、手帳ある・なしにかかわらず、そのような施設を御利用いただいているところでございます。

藤井議員おっしゃられる、その送迎に関してはですね、令和４年度に町内にそういうような通える場所がありませんので、町独自の支援策として障害者の通所交通費の補助制度を設けて、月額２万円を上限として支給している状況でございます。月額２万円に達してる御家庭はございません。上限額で、最高額でも１万５,０００円程度の使用となっているところでございますが、町としましては、そういうような社会地域資源がない状況の中で、どのようにサポートしたらいいのかっていうことも含めて、保護者の意見を聞きながら福祉サービスの充実を図っていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いします。

○議長（美野勝男）　　４番、藤井基彰議員。

○４番（藤井基彰）　　これ、僕いただいてる数字、当然福祉課からいただいたもので、僕が言うまでもなく御存じだと思うんですけども、現在障害者手帳を持っておられる方が、未就学児から高校生まで３９名おられるそうですね。また、福祉サービス利用されてる方は３７名、そのうちおられるとか。いずれにしましても、これだけの人数の

方がいろんな面で困っておられるっていうのは数字として表れていること。またまた繰り返しになりますけども、こういうところにもひとり親と同様に、町のほうもきちっときめ細やかなサービスを提供して、そういう方々が何で私たちが、そういうサービスが少ないのっていうような状況が不思議に思われないような手厚いきめ細やかな補完サービスというのは少し考えるべきでないかとは思いますので、これも一度考えてほしいと思います。

それともう１点、全体のサービスとしまして、インフルエンザの予防接種、これも町独自でされてます。１回につき２,０００円の補助があると聞いています。他市町では、ないところが多く、海南市も、和歌山市でしたか、何もないというように聞いてます。いろんな面で、支援の一つとして大変うれしいことだと思っています。

ただ、この補助の申請がなかなか面倒だ、もう何度も、すみません、黒﨑課長にもお伺いしましたけども、福祉センターに申請を出して、病院で打ってもらった領収書と申請を出して、そして振込先に振り込んでもらうようなパターンを取ると。これ１回２,０００円で、もちろんこども２人、小学生やったら、２回ずつで、４回８,０００円は大きいです。でも、中には中学生やったら、１回だったらもういいやっていうような方がおられると、私の身近の方の保護者から聞きます。なぜかというと、結局何のためのサービスかになっていない。本来、町は何々してますよ、こういうサービスしてますよって言ってますけども、結果的にはサービスになっていない状況が出てきているのも現実だと思います。これ何とか、もう少し、任意だからいろんな面が難しいというのもよく聞いてますけれども、何とか今の時代、わざわざ福祉センターまで、例えば、毛原の一番東側から、もしくは海南に近いところから、休んで、もしくは時間を１時間取って、そこへ申請に行かなければ、足を運ばなければならないって、これはすごく時代遅れじゃないかという気がしますけど、その付近はどう思われますか。

○議長（美野勝男）　　黒﨑子育て推進課長。

○子育て推進課長（黒﨑智帆）　　藤井議員のインフルエンザの予防接種についての御質問に対しまして、こどものインフルエンザの予防接種は個人の予防として、自身や保護者の判断と責任で接種するかを決める任意の予防接種となっております。紀美野町では接種を希望する方の経済的負担を軽減することを目的に、平成２８年度から予防接種の費用の助成を１回２,０００円の上限で行っております。助成回数は小学６年生までは２回、中学生は１回までとなっております。議員言われますように、現在、接種費

用は保護者の方に医療機関で全額お支払いいただいた後、助成申請書と領収書を紀美野町の総合福祉センターの子育て推進課のほうへ提出いただいております。そして審査をして、助成申請額を後日、保護者の方の口座のほうへ振込させていただく償還払いという形を取っております。

議員御指摘の現在の申請方法については、子育て世代の方にとって手間となったりとか、審査が出るまでの間、経済面においても御負担に感じられてる方もあるかと理解しております。保護者の方に子育て推進課にお越しいただかなくてもよい方法や、病院の窓口のほうで支払いが完結できるような償還払い以外の方法について、今後、医療機関とも協議して検討していきたいというふうに思っておりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（美野勝男）　　４番、藤井基彰議員。

○４番（藤井基彰）　　ぜひ検討していただきたいんですけども、これ、ちなみに、もう少し時間がないので、早口になりますけど、インフルエンザ対象者は５８８人おって、接種が２１４人ですか、割と少ないんですね。これ僕少ないのがいいか悪いかっていうのじゃなくて、結局、何を言わんとするかというと、もういいやっていうて、実際、打ってるけど、もらってない方が何人かいる、その数字さえも分からないってことですね、今では。サービスとしては、少し整備がなっていない。もう少しサービスを受けるほうの目線からやりやすいようにしていただきたいと。

今回質問できなかったんですけども、もっともっと、ＤＸについては結構何回も質問しています。ＤＸはいろんな面で手続等々をできるだけ簡潔化しようということでコンビニや、または今だったら、スマートフォン等々でいろんなことを、若い保護者はされてると思います。だからそう考えると、今の方法はいかにも時代遅れというような感じがします。来年度もまた予防接種当然ございます。その頃には使いやすくなったよ、もらいやすくなったよとかいうような結果が出るように、何とか考えていただきたいと思います。

最後に、町長にもお伺いしたいんです。今、私がお話ししましたようにひとり親、また障害がある親、そういう方々がいろんな面で、まだまだ不自由を感じていたり、町のサービスに対して、もっとあればなと思っておられると思います。ぜひ、そういう方々の御意見も一度耳にしていただいて、もっと何とか、本当に真の意味の子育て推進県下

一というような形になるように、何とか御尽力をお願いしたいと思いますけど、その付近の何かお話、思いはありますか。

○議長（美野勝男）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　藤井議員の御質問にお答えをいたします。

先ほどから御質問いただいて、担当課長から今やってる施策であるとか、いろんなことを説明させていただきました。

これで全てオーケーですよっていうことではないと思っておりますので、いただいた御意見などをしっかりと、できるかできないかも含めて、いろんなことをさらに考えていって、充実を図ってまいりたい、そういう気持ちでございますので、皆さんからも何か、こんな方法、あんな方法とかって、あればいただければなと思っております。

最後にいただいた紙での申請で、保健福祉課へ何回もとかっていうことも、おっしゃるように、だんだん紙の申請っていうのは、スマホなどでの申請とかっていう形にも変わってきてございますので、ＤＸをうちが一生懸命推進している中で、そういった辺りもしっかりと研究してまいりたいと、このように思っておりますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男）　　以上で、藤井基彰議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休　憩

（午前１１時５０分）

―――――――――――――――――――――

再　開

○議長（美野勝男）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時２０分）

○議長（美野勝男）　　続いて、１１番、美濃良和議員。

（１１番　美濃良和　登壇）

○１１番（美濃良和）　　それでは、議長さんのお許しを得て一般質問を行ってまいりたいと思います。

まず初めに、神野市場に建設されようとしている太陽光発電施設と業者の対応についてお聞きしたいと思います。

神野市場めら池下に太陽光発電施設の建設の計画が持ち上がり、住民は大変驚き、心配をしています。

過日、説明会という名前で開かれた集会では、実施会社は、日本ＢＳＬ株式会社、代表取締役は劉　愛平っていうんですか、ということでございますけれども、この人物は来ずに、代理人だという和歌山市加太の株式会社ｉｎｎｖＳＡＩＴＯの２名の職員がやってきました。しかし、この職員は名刺も渡さずに、この発電パネルは光らない、あるいは３０年間発電した後は関電の子会社に買収してもらうというようなことを言っておられました。

紀美野町の条例では、町と協議が済んだ後、住民説明会を持つことというふうに書いてございますけれども、事業者がその説明会に出席することになっていますけれども、事業者が来ない、要するに社長ですね、そういう説明会というのは無効ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

また、町はこの発電所の建設について、どう考えておられるのかお聞きしたいと思います。

次に、新規就農者への土地の取得についてお聞きしたいと思います。

太陽光の問題について聞いているうちに、新規就農者の方にお話を聞くことがありました。この方に聞いたところ、事業拡大したいけれども、土地を借ろうにも、買おうにも、太陽光発電会社はもう既にあっちこっちに土地を貸してくれとか、売ってくれとか、そういう話を持ちかけているようで、その値段が高くなって、この新規に就農しようかというふうに、また土地を拡大しようかという、まだまだ浅い方にとってするならば、その値段が大変大きいということで、規模拡大ができなくなってしまうと。しかし、土地を売る、安く売れとか、安く貸せとか、そういうことはもちろん地主との関係がございますから、その方に安くせえということは言えません。そういうことからですね、いろんなところで太陽光発電ということも頭に入れながら、新規就農者や、規模拡大しようという農家に対して、土地取得の一部負担をするなどの、そういう応援をする必要があるのではないかと思いますが、町の見解をお聞きしたいと思います。

次に、町の小・中学校の給食についてお聞きいたします。

こどもたちの成長にとって大事な給食でございますけれども、最近ある保護者の方にお聞きしたんですが、この量が少ないと言われるんですね。給食、一通り配り終わった後、余ったものをお代わりしてもよいというふうに言いますと、列ができると、そうい

うふうなことも言っておられました。

この問題については、埴谷議員も以前に取り上げられておられましたけれども、こどもたちの発育の大事な時期に、やっぱり腹いっぱい食べるということが必要ではないかというふうに思います。

そういうところで、この量の問題について増やす必要があるかというふうに思いますが、見解をお聞きしたいと思います。

次に、道の駅についてお聞きいたします。

町のホームページに、道の駅について載っておりますけれども、スポーツ公園リニューアル事業と同じ業者が請け負っています。どういう方向で検討されているのか。道の駅検討委員会の、検討委員さんたちの検討委員会ですね、の答申が載っておりますけれども、６次産業やら、図書館やら研修施設やらと建物が多く書かれております。実際の検討委員さんたちの検討委員会では、そのような建物を建てよというふうな声は大変小さくて、これについては委員長のほうの見解が強く出ているのか。その辺のところの結果ですね、またこの答申はどのように使われていくのかお聞きしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

（１１番　美濃良和　降壇）

○議長（美野勝男）　それでは、美濃良和議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

森谷住民課長。

（住民課長　森谷克美　登壇）

○住民課長（森谷克美）　それでは、私からは美濃議員の１番目の質問、神野市場に建設されようとしている太陽光発電施設と業者の対応についてに対してお答えさせていただきます。

神野市場地区におきまして、再生可能エネルギー発電事業に関する事前協議申請書が本年９月２６日に提出され、事前協議を実施しております。その後、協議書に関して指摘等を実施し、１０月１１日付で事前協議申請書の受理を行っています。

受理後は地域住民に対し説明会を開催するよう、条例や規則で規定しておりますので、住民に対しての説明会を開催したものと認識しております。

住民説明会では、事業者ではなく、設置業者が説明を行ったとのことですが、事業者が設置業者に委任して説明会を行ったものと考えております。町としましては、事業計

画についての周知を条例等で求めており、事業についての周知が説明会で行われたのであれば、規則に基づく説明会を実施したものであると考えます。

また、この発電所の建設についてどう考えるのかとの御質問ですが、民間の事業者の実施する事業であり、特に町としての考えを述べることは控えさせていただきたいと思います。

今後につきましては、条例等に基づき適正な指導を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、神野市場に建設されようとしている太陽光発電施設と業者の対応についてについての答弁とさせていただきます。

（住民課長　森谷克美　降壇）

○議長（美野勝男）　吉見産業課長。

（産業課長　吉見將人　登壇）

○産業課長（吉見將人）　それでは、私のほうからは美濃議員２番目の新規就農者への土地の取得についての御質問にお答えさせていただきます。

全国的に高齢化によって農業従事者が減少してございまして、その影響からか、耕作放棄地が増加してございます。そんな中、当町では持続可能な農業環境を整えるため、農業担い手の育成と農家に対する負担軽減を目的とした支援制度を設け、取り組んでまいりました。

現在では、農業をやりたくて当町に移住されてこられる方もおられ、その方々は熱心に農業経営に取り組まれてございます。

さて、議員御質問の土地取得の一部を負担することについてでございますが、町の支援制度であります農業経営支援事業のメニューの中の一つに、農地集積推進事業がございます。この制度は、農地を借り受ける場合や、農地を取得して規模拡大を行う認定農業者または４９歳以下の農業者を対象に、賃借料や購入費に対して上限を１０万円としまして、３分の１を補助する制度を設けてございます。

以上、簡単ではございますが、新規就農者の土地の取得についての答弁とさせていただきます。

（産業課長　吉見將人　降壇）

○議長（美野勝男）　東浦教育次長。

（教育次長　東浦功三　登壇）

○教育次長（東浦功三）　　それでは、私のほうからは美濃議員御質問の学校の給食についてお答えをいたします。

現在、学校給食は栄養教諭１名と１０名の調理員によって、安全・安心で適切な栄養量が取れるおいしい給食の提供に努めているところです。給食の量についても、メニューごとに栄養量を計算し、各栄養素をバランスよく取れるよう、低学年、中学年、高学年、中学校ごとに適切な量を計算をしています。

児童・生徒によっては、同学年であっても、体格、食の多さが違うことがあります。そのため、もっと食べたいと希望する児童・生徒には、少し多めによそったり、量に余裕があるときはお代わりができるようにしています。

お代わりに列ができるということですが、メニューによって、それは異なるようです。こどもたちが好むカレーやシチューなどは人気で、おいしいからもっと食べたいということで、お代わりを希望する子が多いと聞いています。

逆に、こどもたちがあまり好まない傾向にある煮物や酢の物などは量に余裕があっても、お代わりを希望する子はあまりいないということです。そのときは教員からお代わりしたい人はいないかと声をかけるときもあると聞いています。

今後におきましても、こどもたちの健やかな成長の一助となるよう、引き続き、安全・安心で、栄養バランスのよい、おいしい給食が提供できるよう、栄養教諭、調理員と共に努めてまいりたいと考えています。

以上、答弁といたします。

（教育次長　東浦功三　降壇）

○議長（美野勝男）　　髙田企画管財課長。

（企画管財課長　髙田真孝　登壇）

○企画管財課長（髙田真孝）　　続きまして、私のほうから美濃議員の４番目の道の駅についての御質問にお答えいたします。

道の駅検討委員会の答申は、各委員の個別ヒアリングと全６回の会議で議論された意見を取りまとめ、提出されました。

答申では、ふるさと学習の充実による、戻りたくなる人づくり、地域内外の世代が異なる人が出会える場の創出、交流・コミュニティ拡充による防災力の向上、生活の困り事解決、６次産業化による農業活用と雇用創出の五つの期待が挙げられています。

本年度においては、この答申を基として、道の駅基本計画の策定を進めています。

基本計画では、紀美野町に適した道の駅のテーマの策定、そのテーマに沿った施設の規模や機能、候補地、事業性及び運営手法などを明記していきます。

答申にある五つの期待をベースに考慮しながら、紀美野町ならではの道の駅建設に向け努めてまいりますので、御理解くださいますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

（企画管財課長　髙田真孝　降壇）

○議長（美野勝男）　　以上で、１回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して、質問、答弁をしてください。

１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　まず初めに、このソーラーの問題でございますけれども、説明会をして、この条例でもってするならば、事業者はっていうことでなってるんですけれども、先ほど答弁にもありましたように、事業者じゃなくて、その施工業者のほうで来てると。これはどういうことですか。

それから、こういう工事をしていく場合ですね、町としては民間のものであるからということでございましたけども、行政として、条例の下、この条例はそういう町民の安全と安心っていうふうな生活環境とエネルギーとの調和ということになっているわけでございますけれども、大変町民の方々が風でパネルが飛ばないかとか、光るんじゃないかとか、そういうふうな心配がされているわけでございますけれども、その辺についてはどのように考えておられるのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（美野勝男）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、住民説明会が設置事業者が行ったということにつきまして、事業者が設置事業者に委任して、その設置事業者が一番現地のことですとか、現地で実施される設備のことですとかが把握していると思われますので、委任により実施されたものだと認識しております。

それと、条例ですけれども、エネルギー発電設備と地域環境の調和ということで条例の１条に目的ということがありまして、本町の豊かな自然環境、美しい景観及び町民の安全で安心な生活環境と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、もって良好な環境の保全及び地球温暖化対策の推進に寄与することを目的とするということで、条例のほうを定めております。

地域環境はもちろんのことですが、地球温暖化対策の推進ということで、カーボンを出さないような再生可能エネルギーの推進も併せて目的としておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　事業者が来んこともあり得ると、そういうふうなもんなんですか。大体ですね、これから仮にも３０年というふうに言うてますけれども、こちらのほうで事業活動しようかという社長が来ずにですね、下請に任せると、これ非常に無責任であって、一体、本当に、ほんまやる気あるんかないかというふうに疑わざるを得んというところもあります。

また、町としては８条ですかね、まず町と協議せなあかんと、こうなってますよね。その協議の段階でどのような話をされておったんですか。今言うところの安全・安心の問題についてですね、さきに言いましたように、パネルが飛ぶんじゃないかとか、光るんじゃないかとか、そのことに対して町も何らかの手を打つと、これはもう事業者が勝手にやったらええんやと、そんなもんなんですか。

○議長（美野勝男）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　美濃議員の御質問にお答えします。

まず、近隣住民の説明に関しましてですが、規則でこのような形で行わなければならないということで、条件を示させていただいております。規則の５条です。その方は集会施設において行うこと、地区において１回以上行うこと、より多くの参加者が見込める日時及び場所を選定すること等々、条件を提示しておりますが、事業者が必ずということは、条件としては付与してはおりません。ただ、事業者がもちろん現地のことで連絡がつかないということはあってはならないと思ってますので、事業者の担当者っていうのは決めさせていただいて、区長からも直接連絡できるような体制を取っております。

続きまして、事前協議の内容についてですが、規則の第４条で様式１及び別添書類ということを定めさせていただいております。その中で、提出の漏れとか、不備があれば指摘して修正を求めるという作業を実施しております。

以上です。

○１１番（美濃良和）　　先に聞いた安全の問題についてはどうなんですか。

○住民課長（森谷克美）　　続けます。安全の問題に関しましては、まだ施設が、ま

ずそもそも建設されていない中で、たらとか、こうであったらというところの指摘っていうのはちょっとできな
いと考えております。事業を実施している中で、地区からこういう要望がありますよということは、また随時お伝えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（美野勝男）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　やっぱり、事が起こってからでは遅いんではないですか。そういうふうなことになってますか、今の法律の下で。そういう、やっぱり今一番心配されているこの時点で、ちゃんとしとかんかったらですね、今後どうなっていくんか分かりませんし、そういうふうなことで考えた場合、その辺はどうですか。

○議長（美野勝男）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　安全であるにこしたことはないと、もちろん思っておりますし、安全に関する指導はしていきたいと考えてはおります。

ただ、まだ現地においては何も始まっていない事業でありますので、事業が始まった中で御指摘等があれば、その旨お伝えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　事業者が連絡できたらええわと、そんな類いのもんなんですか、この条例は。

それと、今言われてましたけども、こしたことないと、そんなもんでもないと思いますよ。

あそこはですね、池の下、もともとは池はなかったんでしょうけれど、せいて池を造ったということで、全体的に地盤というものが弱いところにあるわけですよね。そういうところで完全に事が起こらないようにどうするんかということについて、きっちりとしとかんかったらですね、できたけど、ああ、飛んだわようでは済まんと思うんですよ。その辺はどうなんですか。

○議長（美野勝男）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　美濃議員の御質問にお答えします。

申し訳ございません、安全にこしたことがないじゃなくて、安全であるべき施設だと考えております。

事業者につきましても、連絡が取れればいいということではなくて、もちろん何かあったときにすぐ緊密に現場の状況を相互に把握する、事業者と把握する必要がありますので、そういう体制は取っておりますということです。

それと、これから事業を実施するに当たって、地盤調査等をされて、杭の選定等を実施されていくものだと思っておりますので、事業者において安全な施工がされるものと認識しております。

以上です。

○議長（美野勝男）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　連絡取れるのは当たり前なんですよね。大体、千葉県ですよね、会社は。しかも、説明ではこっちでつくったもんを関電の電線使って、千葉で操業する会社で使うんだと。そういうふうな関係にあるんだということですから、しょっちゅうこっちとの関係がなければあかんのに、任しちゃうさけっていうことで社長が来んなんて、これはおかしい、一体本当にどこまでやるんかっていうことについても疑わざるを得んというところがあると思います。

また、地盤調査はこれからやると。ですから、地盤調査が済むまでは工事はかからんということですか。

○議長（美野勝男）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

本町も、今のところまだ事前協議の段階でありますので、その後事業計画、で、事業計画があれば、現在まだその施工箇所は農地だと思いますので、農地転用とかなされてから事業の実施がなされるものと認識しております。

それと、連絡体制につきましては、もともと、もちろんその施工業者さんが責任を持って現地は管理するというお話だったんですけど、やっぱり直接事業者さんとの連絡も取れるような体制を整えてほしいという要望がありましたので、その体制を取れるようにさせていただいたところです。

以上です。

○議長（美野勝男）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　何にしても、条例にあるんは、この８条ですか、近隣の住民への説明で、事業者はということでなっておりますけれども、その事業者というのはそういうふうなものでよいというふうな、町は扱いであるわけですか。

それから、安全なものについて、今、事前協議の段階だということでございますけれども、その事前協議の段階で安全を確保するまで工事はさせないと、そういうふうなことについてはどういうふうになってるんですか、位置づけは。

○議長（美野勝男）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　それでは、美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほども、ちょっと安全であるのは当然だということでお話しさせてはいただいておりますし、条例でも事業者の責務として、その旨は定めさせていただいております。

そして、事前協議につきましては、事前協議の届出書の中で事業内容を確認するということになっておりまして、事前協議書では設置者、管理者、事業区域、エネルギー源の区分、構造、発電出力、土地の現況、設置工事の概要等を報告していただき、それに基づく添付資料を求めております。それを確認させていただいております。

以上です。

○議長（美野勝男）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　それは文書をもってですね、説明を受けると。ちゃんと現場についてきっちりとした、それなりの数字、正確な数字、ちゃんとした、少なくとも、問題があると言いながら、樫河池のところでは、ちゃんと事前調査をしてましたけれども、私も見せてもらいましたが、そういうふうなことがされるんですね。

○議長（美野勝男）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　事業開始に当たり、前段として必ずそういう調査はされるものと認識しております。

以上です。

○議長（美野勝男）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　今言われた事前協議との関係で、事前協議は、話合いをしていくけれども、その事前協議の終わりっていうのは、どこをもってやるのか。それから、きっちりとした説明の資料というものを提出させると。単に安全であろうとか、そんなものではなくって、きっちりと機械を入れた調査ですね、そういうもの、あるいはボーリング調査なりして、ここは安全だと。絶対にそういうふうな、台風等でパネルは飛ばない、あるいは光についても住民の皆さん方に迷惑かけないと、光らないと。そういうふうなことについて確認した上で、事前協議を終えるという、そこんとこ大丈夫で

すか。

○議長（美野勝男）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　美濃議員の御質問にお答えします。

まず、先ほど事前協議の申請書のお話をさせていただきましたとおり、それをもって事前協議の確認をさせていただきます。ただ、現場の掘削とかは、やっぱり従前でも、ちょっとならしたら農地法違反じゃないかとか、そういう実際、形状を変えるっていうことは、今事前にはできないんで、そこの御理解はいただきたいと思います。

以上です。

○１１番（美濃良和）　　もう一回お願いします。ちょっと分からなかった。

○住民課長（森谷克美）　　ごめんなさい、今、農地ですよね、農地としてある限りは、これから転用の許可をいただいてから、それに合わせて事業を開始していただくっていう形になりますんで、それに関しては御理解いただきたい。今の時点でボーリングとか、そういうところはまだ、あくまで事前、その段階の前協議ということで事前協議を行ってますので。御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　事前協議の前に、そういうふうな調査は済んでない。これから、今事前協議やってるんだと。だから、今のはそういう意味ですか。

○議長（美野勝男）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　はい、そういうことでございます。その後、地元説明ですとか、農地転用とか、しかるべき措置をしていただいた後、事業計画書っていうものを提出していただきます。

以上です。

○議長（美野勝男）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　今の話でしたら、もう行ってしまいませんか、話が。ちゃんと、きっちりと町としても、住民の安心が完全に把握した時点で事前協議とか、そのようなところで進めていくと、そういうことをしなければ、もう町として知らんところで話が進んでいくということにならないように、そこのところはちゃんとできるんですか。

まだ、当然ボーリングもやってないようですし、何ですか、直径１センチぐらいの棒

でもって、岩着の状況を調べるとかですね、そういうふうな調査、これはされるんでしょうね。それを確認するまでは町としては離してはならんというふうに思いますけれども。

○議長（美野勝男）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　美濃議員の御質問にお答えします。

先ほど来、申し上げますように、あくまで今はまだ事前協議の段階でございます。事前協議が調い、説明会が開催された後、事業計画書っていうのが提出されます。これが今回の事業を開始するための計画書ということになります。

それを出していただいて初めて着手ということになっていきますので、それから実際どういうものが、先ほどおっしゃったスクリュー杭ですとか、そういうものが設置されているかっていうことが決定されていくものと認識しております。

以上です。

○議長（美野勝男）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　でも、今言うように、きちんとした調査を科学的に絶対大丈夫だと、支持層までどんだけあるかと、そういうふうなものを確認した上で進めていかなければ、するということであって、話を進めたら、それはもう話にならんのじゃないですか。まず、きっちりそこんとこを収めて、この話を進めさせると。やるんでしたら。そこのところの町としての姿勢というのが必要じゃないですか。

それでなくても、この説明会、しょっちゅうこっちへ来てくれそうな、何かあったら来ますよなんて言うてるけれども、しょっぱなに社長が来んような、そういうふうな会社ですから、少し残念なんですが、その辺のところを見ても、取るものはきっちり取っとくと。その上で、町民の皆さん方が安心できる状態をまず確保するということが大事じゃないですか。

○議長（美野勝男）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。事前協議が終わりまして、近隣住民の説明会があった後も、施工業者さんが何回か町のほうへ寄っていただきまして、その後、区長さん、うちへ連絡あったりしたこともあったんで、何回か区長さんのほうにもお尋ねしていただいてます。

ですので、特に１回来たきり、ほったらかしにしてるとか、そういうことはございません。あくまで、現在も今事前協議中ということになってますので、その後、計画って

いうほうへ移行していきますので、計画が実際これからどうしていくかっていう話になるということになりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　この１０条のところに計画の届とかというのがあって、３０日以内ですか、までに出さなあかんとかってなってますけれども、何にしても、そこのところの確認をまずしてからじゃないですか。

今の話でしたら、もう事前協議がどうとか、事業の計画がどうのとか、それまでに、まず一番最初なのは、確認、安全な場所であると。その工事をどう進めていくんかのことも含めて、きっちり住民の方々が安心できる、そういうことを担保できるように、町として見とかなあかんのじゃないですか。

○議長（美野勝男）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

ちょっと、先ほども申し上げたんですけど、事前協議がありまして、説明会が終わりまして、事業計画を出していただきまして、その後、農地転用の許可をいただくっていうことになりまして、初めて現場での作業が可能になると認識しております。

安全確認はその後も町としても実施していきますので、条例に基づく指導は適正に行っていくつもりでございます。

以上です。

○議長（美野勝男）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　今申された許可っていうのはどこが出すんですか。

○議長（美野勝男）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほども申し上げさせていただいたんですけども、現地は農地、現在のところ農地になっております。農地を農地以外に利用するに当たって、転用の許可が必要になってまいります。それを農業委員会でいただいて、現地を農地以外で利用するような状態になって初めて工事のほうへかかれると認識しておりますので、そういう手順になるということになります。

以上です。

○議長（美野勝男）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　そのこととですね、さっきから申しております、その地盤調査ですね、この関係はどうなんですか。

今までも心配するのが、農地が転用が簡単に、簡単って言うと失礼ですけれども、十分に検討はされてるんでしょうけれども、その時点で住民が反対するからといって止まるもんなんですか。そこのところの町としてできる、安全を確保するための手段として何をもって考えておられるのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（美野勝男）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほども条例の中に事業所の責務として安全の確保、そして防災、環境保全、周辺の景観との調和に配慮しなければならないということが明記されておりますので、事業者にはもちろんそれに従っていただくことになります。

また、事前協議書におきまして、添付図書として頂くものの中に、土砂流失または再生可能エネルギー設備の破損に対する災害の防止するために講ずる措置の概要等をいただくことになってますので、事前に安全の確保に努められる旨の確認はさせていただいております。

以上です。

○議長（美野勝男）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　これ、今答弁いただいたんですけど、それちゃんとできますか。まず物を見んかったらあかんわけでしょう。大体いけるやろうっていうふうな形の、持ってこられたらどうするんですか。きっちりとボーリング調査なりをして、こうこう、こうだったと。また、あれは何て言うんでしたっけね、あの機械、２００キロほどの重さでもって、この鉄の棒をずっと押し込んで、それで何メートル、岩着まであるんかとか、そういうものを調べたもの、あるいはその土地の硬さ等の、そういう科学的な証明の、きっちりした数字をもってですね、それもちゃんとした方が調査した、そういうものを見た上で、町としてもそれを進めると。そうじゃなければ、言葉だけではいけませんし、後で問題起こったとき、町は責任を取らなきゃならんと、こうなりますよ。

○議長（美野勝男）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど貫入試験につきまして、スクリューウエイトの貫入試験だと認識しております。そういう現地の調査をするに当たっても、まず事業計画の届出をしていただかないと、

勝手にやってるって、こういうふうになってしまいますんで、まず事業計画の届出をいただくことになっております。

以上です。

○議長（美野勝男）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　事業計画を出さなんだら、それはできないんですか。

そういう調査はできるわけでしょう。要は、人の土地に勝手に入るんではなければ。そんなもんなんですか。この土地は絶対うちのもんやから入るなと、そんなことを言われることは全然ないでしょうし、そんなことでいいんですか。

○議長（美野勝男）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

ちょっと、今回農地であるっていうことはあるんですけれども、それ以外でも、この条例制定前は、個人の事業で、個人の所有土地でやることでありましたので、勝手に地盤調査始めて、太陽光施設をそこへ設置してっていう行為が町内各所であったんです。それが周辺住民が知らん間にこういうことになってきてるやないかっていう話がありましたので、この条例のほうを制定させていただいて、自分とこの土地であったとしても、１０キロワット以上の発電施設であれば、まず町のほうへ一旦、こういう計画をさせていただきたいということで届けていただいて、じゃあ、うちとしては、こういう計画があるんだったら、地区住民の皆様にまず説明してくださいねっていうことも条例で定めさせていただいております。

それが終わって、初めてこういう計画で、じゃあ進めたいと思いますっていうのをいただいてから現場の事業が始まっていくっていうことになってますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　それではですね、安全であるという支持層までの距離とか、それからそういう今、この樫河池で問題になってる不同沈下ですか、今あちこちでこの間、全国的にも太陽光発電で問題になっている、いろいろ足があるけれども、その足の沈み具合が違うために、折れ曲がって発火するというようなことも起こってるらしいですね、現実的に。そういうふうなことの起こらない、安定したところではございませんから、そこのところ、大丈夫というふうなことの確認ができる、その調査っていうもの

が、今のお話でしたら、話を進めてもええと、その調査がちゃんとされるんだっていうことが担保できてるんですか。

その上で、もしあかんとしたら、止めなければ住民の方々が安心してやっていけないと。生活できないと。そこのところを何とかしなければならんのじゃないですか。

○議長（美野勝男）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど来から現場で打ち込む杭の、スクリュー杭って言うんですけれども、それが支持層まで届くかどうかっていうお話かと思います。

スクリュー杭に関しまして、よくある硬い層っていうのは岩盤支持層とか、我々岩、そこへ到達するのが岩着って言って、岩に着いて、硬いところで支持するっていうようなことを岩着って言うんですけれども、まずスクリュー杭は、岩着してしまうと、破損しやすいようです。中が空洞になってますので、硬いものに当たると破損するってことがよく言われています。あくまで土中用の杭として、作成されてるものなので、土の中でその効果を発揮する杭だということを認識しております。

事前協議書で、先ほども申し上げたんですけれども、いろいろな災害を防止するための講ずる措置の概要ですとか、周辺の環境に影響を防止するために講じる措置の概要というのはいただいておりますので、もう事前に安全対策というところの部分に関しては確認させていただいております。

以上です。

○議長（美野勝男）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　構造についてですね、構造図って言うんですか、そういうものがこの間の説明会は出されてませんでしたけれども、そういうものは町はもらってるんですよね、少なくとも。その上で、スクリュー杭であるのか、あるいは固めていくという方法であるんか、その辺のところがあると思いますけれども、それきっちりできてるんですか。

○議長（美野勝男）　　暫時休憩いたします。

休　憩

（午後　２時０８分）

再　開

○議長（美野勝男）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　２時１３分）

○議長（美野勝男）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

現地で設置される太陽光はスクリュー杭で設置されるものでした。野立てで設置されるものでした。

事前協議で安全管理等々に関する書類は頂いておりますので、安全管理がなされるものとして認識しております。

以上です。

○議長（美野勝男）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　話はそれでいいんですけれども、実際にその数字を見なければ、安全であるんかって分からんのでしょう。

そこのところを見た上で、町は、この１０条で町長は業者がそろえてきた書類を、町長に届け出なければならないと。ここのところで届け出るだけでいいんですか。出てきたものは安全であるんか、ないんか、その上で、これは受け取れないと、もう一度きちんとやってこいという、そういうことはできるんですか。

町としてですね、あくまでもそら太陽光発電の協力ということになってますけども、しかしあくまでも町の条例やって、我々が一番考えなきゃならんのは、町民の方の安全ですよね。そういうふうに考えた上で、きっちりとした書類、調査結果をつけた書類を見て判断すると、これなら絶対安全だと。でなければ、台風等で、やっぱり飛んだなでは済まんと思うんですよ。

そこのところ、大変、場所として危険なところであるという認識を持って、そういう調査をきっちりしたということを前提にしてもらいたいと思うんです。

○議長（美野勝男）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　先ほどから御質問いただいております。担当課長もお答えしている中で、規則第４条には事前協議をせんとあかんということは規則にうたわれておりまして、じゃあ、事前協議にはどんな書類を出すんですかっていうことも規則にはきちんと明記されてます。

１番から１９番までということで、１９番はその他町長が認める書類ということで、１番から１９番までの書類を事前協議、それを事前協議してくださいねっていうことは

あります。当然、だから書類が整ってなければ事前協議は成立しないということになりますね。事前協議の中で今言われているように、いろんな安全に対してはどうするんよっていうことを、もちろん概要も、もちろん書類として頂いておりますし、規則にも書いておりますように、国が示す太陽光発電の環境配慮ガイドラインまたは事業計画策定ガイドラインに対する実施方法ということも明記してるということで、じゃあ、どうするんよ、どういうふうに実施するんですかということは、だから企業側が考えて、こういう形で実施していくということも、当然事前協議の中では提案されているものでありますので、その事前計画ですね、事前計画っていうのは、やっぱり大事なもんでありますので、そこであらゆるものを提出してもらわなければ事前協議が調いません。

その事前協議が調えば、調えばっていうのは規則に明記してる書類が提出されたということで、じゃあ、その次は条例にも書いておりますように、住民の方々に説明してっていう流れに進んでいくということになります。

もう一つ、ここは農地でありますので、農業委員会の転用の許可っていうのは当然必要なんですが、農業委員会の転用許可と、この条例でっていうのは別物でありますね。まずは、ですから紀美野町内でそういう事業をするならば、この紀美野町再生可能エネルギー発電設備と地域環境との調和に関する条例、そしてまた規則に基づいて手続を済ます。まずは、それは大前提であります。その上で、そこが農地であるならば、農地転用が必要となるということで、農業委員会の転用申請ということに進んでいくというものでありますので、今は事前協議をいただいているという段階ということで御理解いただきたい。

以上です。

○議長（美野勝男）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　やっていただいてることは、よく分かりました。しかしですね、問題は、私は何遍も申し上げているとおり、そのことがきちんと町民の方にとってですね、安全で安心ということを守れるんかどうかということについて、支持層までどんだけあるんかと。だから、あそこ、何遍も言うように、元、水が流れるところなんですよね。そういうところで、しかもまた池からも水が漏ってるところもあるようでございまして、その地面が非常に弱いと。そこのところはきっちりと安全であるという、どうすれば安全でいけると、そのための今支持層までどんだけある、だから、このことについて、こういう調査をした。ボーリングやったらボーリング、あるいはもう一つの

方法ですね。その上で、こういうふうな工法でやりますと。そこのところをきっちり見た上で受け取ってもらいたいと思うんですが、その辺は大丈夫でしょうか。

○議長（美野勝男）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　この条例の大前提の中に、事業者の責務っていうのは大前提でうたわれております。ちょっと申し上げますが、再生可能エネルギー発電の設置、維持管理、廃止等について、関係法令及びこの条例を遵守し、地域の状況に応じた防災、環境保全、周辺の景観との調和等に配慮しなければならないっていうふうに、業者の、事業所の責務をうたっております。

当然、ですから事業者は安全に配慮しなければならないということもありますし、その状況というのは、もちろん地形も含むかも分かりませんが、そういったものの状況に応じて配慮せえっていうふうに規定しておりますので、それは条例を遵守してくださいということになりますし、事業者の方々も、こういう条例とか規則はきちっと見るようにっていうのは、うちは強く指導しておるところであります。

以上です。

○議長（美野勝男）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　ちょっと分かりにくかったんですけど、最後のほうですね。要するに、客観的に、科学的に、こういう調査をしたと。ボーリングやったんやったら、ボーリングやったと。支持層までどんだけあると。だから、その支持層に安定的につけていくために、どういうふうな構造にするという、そういう設計図とかを見た上で、確認された上で話を進めるように、町として、そこのところを強く求めてもらう。そういうものがなければ次に進ませないという、そこのところが必要じゃないですか。

○議長（美野勝男）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　町が求める安全っていうんですかね、今言ってる専門的なところについては、我々専門家ではないという、ちょっと弱い面もありますが、それはきちっとできてますかとかっていうことは、当然事業者にその答えを求めるものであります。

ですから、安全っていうことを重きに置いて進めていくということになります。

以上です。

○議長（美野勝男）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　それじゃあ、そういうふうな資料ですね、こういうふうな

調査をしました、こういうことになりますからという、さっきから申し上げているように、ボーリング等の、そういうきっちりとした調査、そういった科学的な、基づいてその設計をするという、それを見た上でということで取ってよろしいんですね。

○議長（美野勝男）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　お答えをいたします。

現在の段階では、どういう形でするのよという、だから事業者側の実施方法、ああします、こうしますとかっていうことは、きちんとした書類で明記してもらうということになりますが、やりましたとかっていうんでは、まだその段階ではないというふうに認識しております。

こういう形でやっていきますよということはきちんと業者からは計画はいただくということでございます。

以上です。

○議長（美野勝男）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　ですから、業者がきちんとこういうことをやったと、そういうものを見た上で話を進めると。そういうことでよろしいですか。

○議長（美野勝男）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

今後その事業を進めていくに当たって、そういう資料については確認はさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　それでは、次に移りたいと思います。

新規就農者等の方への支援についてでございますけれども、４０歳以下とかですね、認定農家、認定農家っていうのは新規ではちょっと無理かというふうに思うんですけれども、４０歳以下の方でしたら１０万円限度で３分の１の補助があると。今、農地っていうのは大体どれぐらいで、今までは非常に安いもので、１反当たり５０万円もせんような、そんなようでありましたけれども、最近はそうではなくなってきてると。その上で、実際まだまだ、これから農地を求めて、畑としてやっていくかという方にとってはちょっと大変だというふうに思うんですけれども、１０万円を限度の３分の１ということは、３万円。ちょっとこれでは厳しいかなというふうに思うんですけども。

○議長（美野勝男）　　吉見産業課長。

○産業課長（吉見將人）　　美濃議員の再質問にお答えさせていただきます。

上限を１０万円として３分の１としてございますので、３０万円でしたら１０万円という形になります。実際に、その土地の売買なんですが、今年度１件申請がございまして、２反で３０万円でございました。そこには１０万円の補助金を出してございます。町内の実際の農地の売買の状況っていうのは、売買がほとんど行われず、９５％程度が無償による使用貸借がほとんどでございます。産業課としましても、新規就農者にはここに農地があるよとか提案させていただいたり、こういった制度がありますんでということで、新規就農者が紀美野町で農業しやすいような形で進めてございますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（美野勝男）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　今、確かに、非常に安い、農地っていうのは非常に安いものであったけれども、最近ではそういうふうに、こういうような開発業者が入ってきて、もうあちこちに売りませんか、貸しませんかっていう電話を入れてるみたいで、一旦、ちょっと前には各戸にビラを入れて回ったと、そういうようなことも聞きました。そういう中で、土地の値段が今どんどん上がってて、恐らく、課長言われるように３０万円やそこらで、本当になくなってきてるというふうに思うんですよ。そういうふうな状況の中で、率にしたら非常に高いんですけれども、今の実態からしたら大変なことになっているかと思いますので、その辺についてもう少し検討をしていただきたいと思います。

○議長（美野勝男）　　吉見産業課長。

○産業課長（吉見將人）　　すみません、先ほど美濃議員の御質問の中で、ちょっと私、４９歳と言うてたので、それだけ訂正をお願いいたします。

実際、この農地を購入するのに補助金をしてる町っていうのはほとんどございません。うちの町独自というか、かなり少ないんで、いろいろ検索、探してみたんですけども、なかなか見つからない状態でございまして、その中で、個人の財産を購入するものに対して、なかなか補助金というものは出しづらいところがございます。この補助金を申請してきていただいたときには、誰も彼も出すわけではなくって、本当に農業を一生懸命されるっていう審査をかなり厳しくしてございまして、そういった中で、今年度１件というのがございました。先ほど申された額についてですが、ちょっと、もうちょっと研

究をさせていただければなと思ってございますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（美野勝男）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　それでは、そういうことでよろしくお願いしたいと思います。

次に、給食の問題でございますけれども、時間がだんだんと過ぎてきてるので、大事なこどもたちの、これから育っていってもらわなきゃならんということで、いろんな状況があるようでございます。また、田舎のいいところというんですか、学校でもいろんな具体的にこどもたちに携わってくれてるなというふうなところが多々見られるんでございますけれども、やっぱりこどもたちがたくさん食べれるということについてですね、やってるんだよということでございますけれども、カロリーだけのことではなくて、具体的にやっぱり量というようなことをも考えて、うちだけじゃなくて、全国的に学校給食は大変な状況というふうに聞くんですけれども、もう少し量を、おなかいっぱいということについて、もう一度答弁をお願いします。

○議長（美野勝男）　　東中教育長。

○教育長（東中啓吉）　　美濃議員の再質問にお答えします。

量が少ないんと違うかというね、お話だったんですけども、残食は常にあるようで、全体としては量は足りていると思うんですけども、ただ小学生、小学校１年生と６年生、中学１年生と３年生、あるいは男の子と女の子によっても違いますし、あるいはメニュー、例えばカレーライス、酢の物、これによっても違いますし、全体としては足りてるんですけども、ある、特に中学校の学年で大きな男の子が多い学年ですと、やっぱりよく食べるということがあって、この前の生徒総会の中でもそういう話が出たということを聞いています。

いろんな、きめ細かな、何ていうかな、段階がありますので、そのそれぞれの段階に担任なりがきちっとこどもたちの様子を聞きながら、余ったときには、もちろんお代わりいいですよと。並ぶっていうことは余ってるということなんでね、お代わりをできるっていうことなんで、そういったきめ細かな状況を把握しながら、量の調整をしたりとか、そういったことを進めていって、全体として、こどもたちが満足できるような、安全で安心なおいしい給食を提供できるように、今後とも努めていきたいと思いますので、御理解よろしくお願いします。

○議長（美野勝男）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　それではよろしくお願いしまして、次に、道の駅についてお聞きしたいと思います。

先ほど、個別にヒアリングとか、そんなものをしながらやってるということでございましたけれども、さきにも言いましたけれども、道の駅ということについて、私も検討委員会のほうで、最後のほうだけですけれども、参加させてもらいました。

その中では、建物ということについては、あまり出てなかったというふうに思うんですよ。最低必要なのはトイレですよね。それで情報の発信、それで駐車場。もう一つ、何ですか、町民の集えるですか、何かそういうようなことも言われましたけれども、場所にもよりますけれども、国道、もう原則は国道上のことになると思いますので、なかなかそこで買物しようかとか、一般の人が食材買うて帰ろうかっていうふうなことにならんというふうに思うんですけれども、何にしても、最低に必要なもの、産直、作った物を買うてもらいたいんでしたら、ふれあい公園の緑の郷もございますけれども、そこでも大変苦労してると、そういうふうな状況になっているかというふうに思うんです。

今、この道の駅については、そういう、やはり最低のもの、それから大体、場所についても、トイレですね、私も検討委員会の最後の段階でそれを決めるんかというふうに思ったら、それも決めないということでありました。

今どんなふうな方向に向かっているのか、その辺の状況も含めてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（美野勝男）　　髙田企画管財課長。

○企画管財課長（髙田真孝）　　美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

今どういった方向で進んでいるのかっていう御質問だと思いますけども、本年度基本計画を策定するための支援ということで、その支援をいただきながら、紀美野町に適した道の駅ということで、施設の規模であるとか、事業規模であるとか、候補地であるとか、そういったところ、事業性であるとかっていうところを今模索して進めているところでございます。

以上です。

○議長（美野勝男）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　これはやっぱり、検討委員会に参加された方々も、そういう建物を造れっていうふうなことにはなってなかったというふうに思いますけれども、

そんなことも含めて今検討してるんですか。

○議長（美野勝男）　　髙田企画管財課長。

○企画管財課長（髙田真孝）　　美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

答申の中では道の駅コンセプトということで、その２の中で、先ほどおっしゃられた多種多様なコミュニティを拡充する機能が道の駅には必要である。研修会議室や図書館などコミュニティスペースを設けて、ふるさと学習や交流の場としていただきたいということで、建物を建てなさいっていうのではなくって、そういったスペースを設けてほしいっていうことが書かれております。

なので、そういったスペースを設けることを一つの意見というか、答申出されたということで、それも検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（美野勝男）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　スペースって町内に幾らでもあるんですよね。合併して二つの町が集まったんですけれども、それぞれの町のいろんな建物があったりして、それを活用していくということが一つの大事な課題だというふうに思うんです。その上で、新たな道の駅がそういうものを求めていっていいのかどうか。

当然、そうなってまいりますと、今度は人を置かなきゃならない、維持運営費の問題がかかってくる、実際書いてますよね、ＰＰＰとか、Ｐ何とかっていう、そういうことでいろいろと住民にっていうんですか、そういうふうな指定管理制度等をまた取り入れていくようなことが書いてますけれども、そういうふうなことを考えてるわけですか。

○議長（美野勝男）　　髙田企画管財課長。

○企画管財課長（髙田真孝）　　美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

ＰＰＰ、ＰＦＩとか、そういったいろんな手法があると思いますけども、そういった手法も含めて、何が一番適性があるのかということも含めて、基本計画の中では考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（美野勝男）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　日程的に見てみましたら、平成６年の７月下旬ってことでもう選定結果の通知、相当進んできてることになってきてると思うんですけれども、現段階においてですね、どういうことになってきてるんですか。もう入札方法等について

も、もう話は進めてきてるのかどうか。

もう近いんでしょう、来年にはそういうような成果品が出てくるとか、そんなことになってくるんではないですか。そういうふうな状況であったら、これから進めていくこと、結局、何の、スポーツ公園等で、いろんな意見ございましたけれども、そういうふうな方向に進んでいくことになるんですか。

○議長（美野勝男）　　髙田企画管財課長。

○企画管財課長（髙田真孝）　　美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

基本計画については、今検討中というか、協議を重ねている状況でございますので、まだちょっと何も申し上げることはできないんですけども、ちょっとその辺は難しい、今の段階では、ちょっと申し上げられません。

以上です。

○議長（美野勝男）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　ざっといった話になるか分かりません。でも、具体的なところでお聞きしたいんですけれども、選定委員さんっていうのは、紀美野町道の駅検討支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領というのがありますよね。その中の２ページに、この参加資格要件、３番目の。その中の（４）として、過去１０年間、平成２６年から令和５年までの間において、元請として国または地方公共団体が発注した同種及び類似の業務実績を完了したものがあること。ＪＶでもいいって書いてますけれども、そういうふうな業者が今現在やってるわけですか。

そういう町全体のことを考えてやっていくということでございますけれども、そういうような内容ですか。

○議長（美野勝男）　　髙田企画管財課長。

○企画管財課長（髙田真孝）　　美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回、その支援業務委託で請け負っていただいてる業者につきましては、過去にですね、そういった基本計画を策定したりという類似業務を実績として持っておりましたので、今回選定の中で入っているということでございます。

以上です。

○議長（美野勝男）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　プロポーザル実施要領の３項に基づいてやられてるということでいいんですね。１０年間の間にそういうような実績がある方なんですね。

○議長（美野勝男）　　髙田企画管財課長。

○企画管財課長（髙田真孝）　　美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

はい、そういった実績は記載、明記されております。

以上です。

○議長（美野勝男）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　それからですね、検討委員会については、課長、課長さん代わってましたね、担当課の方も出席されておられたので、中身のことが分かってられるというふうに思うんですけれども、そういうふうに、建物とかそんなふうなものだったのかどうか。道の駅の一番大事なのは、トイレ。そのトイレについても、やっぱり場所を考えなければ、３０キロからある町内の３７０号、そのところに見合った場所にしなければならんと。今現在、御承知のとおり、トイレといえば、くすのき公園、あるいはかじか荘、農村センター、あと小西ですか、あそこの県が道路のつけ替えでやったところと、これ、いずれ見ても駐車場には困るんですよね。ですから、全体に考えて、どこか、観光バスがとまれるぐらいの駐車場を持ったトイレというのは当然必要になってくるというふうに思うんですけれども、そんなふうなことを考えて、場所を選定を考えてくれているわけですか。

○議長（美野勝男）　　髙田企画管財課長。

○企画管財課長（髙田真孝）　　美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

そういった観光バスがとまれるような広い駐車場ということも含めて、この今の基本計画の中には、そういったことも鑑みて計画はつくっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（美野勝男）　　１１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和）　　それから、もう一つ聞いておきたいんですけれども、今申しましたように、やはり、今もう大変なんですよね。この間も、ちょっと厚生病院の関係者の方に聞いたんですが、厚生病院もだんだんと大変になってきている。もう商売やってる方、皆、商売はまた違いますけども、人口がどんどん減ってきている中で、商いやってる方々、またあの厚生病院においても大変になってきている。収入が減ってきているというふうに言われてまして、しかも大事な技術者を抱えておかなきゃならんことから考えて、その経費というのはどんどん増えてくると。そういうふうな点で、町とし

ても、そんなところへの支援を考えなきゃならないし、こどもたちへの支援も考えていかななならんし、だんだんと高齢者がひきこもりおったり、生活ができないことになってきたら、それも大変ですので、何としても町のお金、それも自由に使えるお金っていうのが大事かというふうに思うんです。

そういうふうなことを考えた場合に、経常的に要っていくような、指定管理とか、そういうようなものになってくると、それだけ町の負担にとって、そういうソフトな部分にお金が使えなくなってくる。そういうふうに考えた場合ですね、やはりこれからのハード事業も十分に考えて、ソフトとハードがもう一つなんだという観点で考えていかなければ、町が成り立たなくなってくる、そういうふうな心配があるわけですけども、その辺のところを十分に踏まえたランニングコストもあまり要らない、しかも最低、ほんまに言うてるようにトイレさえあればというような観点なんですが、その辺のところのお考えであるのか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男）　　髙田企画管財課長。

○企画管財課長（髙田真孝）　　美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

もちろん、指定管理という話も一つの手法として考えられることの一つというふうにあります。ですので、もちろん全てのコストについても十分検討して決めていきたいというか、計画の中に、そこをしっかり協議していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（美野勝男）　　以上で、美濃良和議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休　憩

（午後　２時４６分）

―――――――――――――――――――――

再　開

○議長（美野勝男）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　３時００分）

○議長（美野勝男）　　続いて、８番、北道勝彦議員。

（８番　北道勝彦　登壇）

○８番（北道勝彦）　　町行政指定管理者制度について。

全文を読み上げて、質問させていただきます。

行政の基本は、住民の命と財産を守ることです。誰でも事業を行う場合は、採算が取れるかどうかの試算を行い、設備投資に銀行の融資を受け、売上金の利益の中から全ての経費と銀行への返済を行い、銀行への返済ができない場合は破産です。

他町では、住民の財産を守るため、合併を機会に町長は町を自分の家だと思い、苦渋の決断をして、バブルがはじけ、赤字になった事業は廃止としています。

日高川町では、かわべ天文台の経営を続けるには大きな経費が必要で、住民の理解が得られないとして休業ですが、本当は廃業です。

有田川町では、生石天文台、二川温泉、護摩壇の大きな売店とレストラン、生石札立峠売店レストランは廃止、しみず温泉は経営改革を行い営業しています。

紀美野町では、赤字事業は廃止にせず、町長の立てられた指定管理案事業により多くの赤字をつくられ、現在も続けています。

指定管理案とは、生石山で駐車料金をいただいてはと課長に聞くと、町が設備投資を行っても、駐車料金は町や住民に入らず、指定管理者に全額入ります。また、管理費用も払っていますとのこと。これでは住民の財産全て指定管理者のものになります。

次の表は、町合併から令和５年の間に管理費として払われた赤字金額、経営利益は入っていません。経営利益を入れれば、もっと大きな赤字金額になります。

表、合併から令和５年まで管理料として払われた赤字金額です。

山の家おいし４，６７３万円、雨山水辺公園４７１万円、美里の湯かじか荘１億７，４９３万円、セミナーハウス未来塾２，７３４万円、星の動物園バンガロー４９６万円、天文台、指定管理ではない人件費、バンガローを含む、補助金・起債などを含む１２億８９２万円となっています。

質問させていただきます。

質問１、指定管理案で行う事業は誰のために行うのかお聞きします。

一般住民、一部住民、指定管理者、町長自身の中からお答えください。

２、指定管理事業で行政の基本の住民の財産は守れますか。

財産は守れる、財産は守れない、どちらかでお答えください。

３、日高川町、有田川町では、天文台を続けるには多額のお金が必要で、住民の理解が得られないとして、廃業としています。

紀美野町は経営を続けて多額のお金を使っていますが、住民にどのような利点があるのかお聞きします。

４、他町では住民の財産を守るため、町を自分の家だと思い、苦渋の決断をしていると言われています。町長の家の経営は堅実に行っています。町の行政になれば、どうして堅実に行わないのかお聞きします。

５、スポーツセンターを１２億７，４００万円で造るとのことですが、出来上がる前に、指定管理者と年１，５００万円、１０年間で１億５，０００万円管理費を払うと契約をしています。町が経営すれば、管理費１億５，０００万円が助かります。このような行政では、住民の理解が得られないと思いますが、町長はどのようなお考えですか。住民の理解が得られる、理解が得られない、理解が得られるか得られないかを考えていないの中から、答弁願います。

６、住民が言われる赤字額の半分でも住民に返済していただかねば、妥協も納得もできませんとの議会の質問に、議会の議決をいただいていますとの答弁でしたが、赤字事業の指定管理案を出されたのは町長です。住民の言われるよう返済していただけますか、お聞きします。返済します、返済しない、返済しなくてよいの中からお答えください。

町長に対する質問ですので、町長自身で御答弁願います。

答弁できないところがあれば、どうして答弁できないのかを言っていただきたい。

質問を終わります。

（８番　北道勝彦　降壇）

○議長（美野勝男）　それでは、北道勝彦議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

小川町長。

（町長　小川裕康　登壇）

○町長（小川裕康）　それでは、北道議員の御質問にお答えをいたします。

まず１点目でございます。

指定管理制度で行う事業は誰のために行うのですかという質問でございます。

一般住民のために行うものであります。

指定管理制度は公共サービスの質を維持し、高めながら民間事業者に管理を委ねることで、コストも減らせるというものであります。町のために行っているもので、町民のためになると考えてございます。

質問の二つ目でございます。

指定管理制度で行政の基本の住民の財産は守れますかとの質問でお答えいたします。

住民の財産は守れます。指定管理制度は、民間事業者が公共団体に代わって、公の施設の管理運営を行う官民連携の手法の一つであります。目的は、多様化する住民のニーズに効果的に対応するために、施設管理に民間能力を活用し、住民サービスの向上とコスト削減を図ることでございます。このことから、継続して住民の財産を守ってきたと認識しております。

質問の３点目です。みさと天文台を運営することの住民利点についてお答えいたします。

みさと天文台は平成７年７月、豊かな自然の中で観測及び観望できる星を活用し、児童及び生徒をはじめ、町民が都市住民と相互に交流を深め、天文学習の普及と学術研究及び文化の発展と科学、技術を身近なものとし、創造性豊かな青少年の育成及び星の魅力を広く発信していくことを目的に設置されました。

児童・生徒への学習機会の提供を行うとともに、イベントなどで交流人口が増える紀美野町のシンボル的な施設であります。そして、町内外、県内外からも多くの方々が訪れております。合併後においても、約２１万７，０００人もの方に利用していただいております。

また、令和２年度にはプラネタリウム棟、大型展望デッキ等を新設し、より充実した施設となり、好評を得てございます。

天文学習の拠点、交流人口の創生等、教育的にも文化的にも、地域創生の観点からも、町民にとってかけがえのない施設であると考えております。

質問の４点目です。

町行政運営について、堅実に行わないのはなぜかの質問にお答えをいたします。

町行政を堅実に進めていくことは大変重要なことであります。また、そうでなければなりません。そのため、各種施策は住民ニーズ、コスト、効果を見込んで進めるように努めております。

また、行政運営は、意思決定機関である町議会と執行部が両輪で進めていくことが大切であると認識しております。このことから、行政を堅実に行っていると考えております。

質問の５点目です。

スポーツ公園の役場直営と指定管理についての質問にお答えいたします。

スポーツ公園のリニューアル後の施設運営については、にぎわいと魅力を創設させる

施設を目指すことを目的に、指定管理者を指定することについて、さきの９月議会に議案を上程し、御可決いただいたところであります。

民間のノウハウを活用することで、多様化する利用者のニーズに応えながら、持続可能な施設運営が可能であるというふうに考えております。

質問の６点目であります。

赤字事業の指定管理についての御質問にお答えいたします。

返済しなくてもよいが回答となります。指定管理については、多様化、高度化する利用者へのニーズの効率・効果的な対応を図り、サービス向上が見込まれ、また町が直接運営するよりも経費の縮減が図ることができるものとして考え、議会の承認を得て執行しているものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

（町長　小川裕康　降壇）

○議長（美野勝男）　　以上で、１回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して、質問、答弁をしてください。

８番、北道勝彦議員。

○８番（北道勝彦）　　もうこれ以上の質問はいたしません。これ皆、２千枚か３千枚、西口君がやったように、住民に配って住民の考えを問います。

質問終わります。

○議長（美野勝男）　　以上で、北道勝彦議員の質問を終了いたします。

続いて、２番、中原和也議員。

（２番　中原和也　登壇）

○２番（中原和也）　　それでは、質問させていただきます。

学校給食における地産地消についてです。

今年は米不足で大変なことになりました。お米の価格も高騰し、普通のお米が有機米と変わらない値段ということになっております。

一番最近の価格では、有機栽培米もかなり値上がりして、私もびっくりしてる状況なんですけども、学校給食における地産地消率を上げるには、紀美野町産の米作りも推進していくことが、とても重要だと思います。

ちょうど１年前、去年の１２月議会の一般質問で、町長の答弁で、学校給食はとても大切なものだから、来年度から有機のお米を使うことに対して、踏み出していきたいと

強く考えているとお答えをいただきました。

今年度の学校給食の状況をお聞きします。

（２番　中原和也　降壇）

○議長（美野勝男）　それでは、中原和也議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

東浦教育次長。

（教育次長　東浦功三　登壇）

○教育次長（東浦功三）　それでは、中原議員御質問の学校給食における地産地消についてお答えいたします。

今年度の給食への有機米導入に係る取組の経過について、まず説明をさせていただきます。

学校給食で使用するお米について、新米が流通する１１月から来年３月までの５か月分について有機米を導入する計画で、９月に登録業者３社に見積りを依頼をいたしました。

その条件は、有機ＪＡＳ認定米で、数量は２，８５０キロ、県内産５０％以上といたしました。

しかしながら、登録業者３社とも、この条件では米を確保することができないという理由で、見積り合わせは成立をいたしませんでした。

そのため、有機ＪＡＳ認定米を条件から外し、２等級以上とし、見積りを再度取りましたが、今年の米不足の影響もあり、従来と同様の米ですら数量を確保できないという理由で２社が辞退、１社が何とか確保できるということでございました。

従来は１０キログラム当たり約３，０００円であったものが、米不足による価格の高騰により、倍以上の６，０００円を超える価格となりましたが、契約し、現在使用しているところです。

今後も、より安全で安心な給食を児童・生徒に提供できるよう、有機農産物の導入について情勢も含め、さらに研究し努力してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

（教育次長　東浦功三　降壇）

○議長（美野勝男）　以上で、１回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して、質問、答弁をしてください。

２番、中原和也議員。

○２番（中原和也）　　答弁ありがとうございます。大変苦労されたのはよく分かります。

学校給食における地産地消ということで、当然、地産地消、国のほうも強くね、学校給食のほうで地産地消を進めているんですけども、今年度、今年度じゃないですね、去年、２０２３年度学校給食における地場産物の使用状況は全国平均５５．４％となっていますが、当町ではどのようになっているでしょうか。

○議長（美野勝男）　　東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三）　　中原議員の再質問にお答えしたいと思います。

昨年度ですが、町平均として３６．７％という数字が出ております。

以上でございます。

すみません、これにつきましては和歌山県産の材料という形で計算をさせていただいております。

○議長（美野勝男）　　２番、中原和也議員。

○２番（中原和也）　　それでは、紀美野町内に限る、紀美野町内産の使用状況はどのようになっているでしょうか。

○議長（美野勝男）　　東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三）　　紀美野町内産としての正確な数字は出てはおりませんが、恐らく数%になると考えております。

以上です。

○議長（美野勝男）　　２番、中原和也議員。

○２番（中原和也）　　そういう厳しい状況の中で、町としても学校給食の地産地消を進めているというふうにお聞きしてるんですけども、どのような取組を行っているのでしょうか。お聞きします。

○議長（美野勝男）　　東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三）　　地産地消への取組、学校給食での地産地消の取組でございます。

まず、先ほど申しましたが、主食であるお米につきましては、５０％以上を県内産として調達をしております。また、これは通年で、１週間に１回程度ですが、町内産を含め、海南海草産ということで一部の野菜を調達して使用をしております。

また、年に２回、前期・後期に分けて地場の食材を使う週間を設けております。全ての食材とはいきませんが、できるだけ町内を含めた和歌山県産の食材を使うように調達をしております。

以上でございます。

○議長（美野勝男）　　２番、中原和也議員。

○２番（中原和也）　　そういった取組をですね、これは教育だけじゃない、全ての町の行政に関わることですけども、町の取組が町内の町民に伝わっていないという大きな問題が、僕何回もいろんな質疑の中でさせていただいてるんですけども、やっぱりそうやって努力をされている、教育委員会がそういうことをしっかり考え、地場産の農家を助けるためとか、地域のそういう特産物とか、いろんなことを教えるに当たり、こういったことをやっているよと。地産地消をこのように進めているよって、保護者だけじゃなく、地域全体にこういうことを知らせて、自給率というんですかね、地産地消率を上げていくっていうのはとても大事なんで、今後、そういった広報をうまく活用して取り組んでいっていただきたいなと思います。

最初の有機ＪＡＳマークのついたお米を探されていたという件なんですけども、それは僕はまず不可能であろうというのは、もう予測していました。なぜならば、全国の総農家数、農家の数は２５２万８，０００戸、そのうち有機農業に取り組んでいる戸数は１万２，０００戸、０．５％と言われています。そのうち、有機ＪＡＳを取得している農家は４，０００農家、たった０．２％です。日本全国の農家の中で０．２％しか有機ＪＡＳを取得していないという状況です。ただ、有機ＪＡＳを取得せず、有機栽培をされている方っていうのは８，０００戸あって、０．３％になります。現在も、国のほうでそういう調査を行われている真っ最中ですけども、有機ＪＡＳマークを取得するメリットは、あんまりはっきり言ってないです。私も６年ほど有機ＪＡＳを認証を受けて有機農家をやっていましたが、あまりメリットっていうのはあまり大きくないです。手間がかかる割には、メリットがないんですよね。

ここでもう一度、有機ＪＡＳってどんなものなのかっていうのを皆さんにちょっと簡単にですけど、説明させていただきたいと思います。有機ＪＡＳ認証っていうのが、国が定める有機栽培の基準というものがあって、有機栽培で作った野菜ですよ、農産物ですよっていうマークがあるんですね、有機ＪＡＳマークっていうのが。今、最近じゃあ、オークワでも見られるようになったんですけども、それが確固たる印なんですけども、

じゃあ、何でその有機ＪＡＳマークを取るといいのかっていうメリットなんですけども、競合との差別化、販路拡大に期待ができるっていう、ただそれだけなんですね。あとは消費者のほうは、そのマークを見れば、これはきちんと管理された有機栽培で栽培された農産物なんだなと一目で分かる、証明できるっていう、それがメリットです。

その有機ＪＡＳマーク、有機ＪＡＳ認証を農家が受けるにはどうするかっていうと、有機ＪＡＳ認証を受ける圃場を決めます。圃場を決めて、日本にある有機認証機関というのが７０機関以上あるみたいなんですけども、その中から選べます。和歌山であれば、和歌山有機認証協会っていうのがあるんですけども、別に静岡にある自農センターという、そういう認証機関、全国に７０ありますから、好きなとこを選んでできます。ただ、そういう遠いとこを選んでしまうと、検査員が毎年来るのに、旅費とか食費、いろいろ余分なお金がかかるんで、大体農家は自分の近くの認証機関でそういうのを依頼します。そこで依頼するんですけども、有機ＪＡＳ認証を受けるには、講習を受けな駄目です。格付責任者とか、生産工程管理責任者とか、そういう有機ＪＡＳ規格の勉強をして、１日で大体取れるんですけども、それを受けて、そういう、何て言うんやろ、資格みたいな認証っていうのを取得します。

それで有機ＪＡＳ認証を受けて、格付責任者が有機圃場で、有機の認証圃場で採れた農産物を認証機関がつくった基準にのっとって収穫した農産物だよと確認して、それを有機農産物として出荷できるっていう、格付っていうのを行います。そして、その有機圃場っていうのは、有機ＪＡＳ認証を取得する際に登録した圃場の栽培履歴、ずっと書くんですね、いつ耕したとか、いつ堆肥を入れたとかっていう栽培履歴を書いて、記録して、それが認証機関から来た検査員に見せて、きちんと管理されている、圃場も見に行って、きちんとされているっていう確認を得て、合格すれば、また１年間、有機圃場として認証していただけるというシステムになっていて、結局、農家が自分で全部管理する、きちんと管理するっていうことを、ただ認証機関が確認するだけの作業になるんです。

だから、別にこれといって、土壌検査もするわけでもなく、何ら厳しいことも、ただ農家の記した、その栽培履歴を見て、きちんと管理されているなっていうのを見るだけで、有機ＪＡＳを取らないと、有機っていう言葉を使ってはいけないっていうことじゃないんです。

有機ＪＡＳマークを使う、有機認証を受けるっていうのは、あのＪＡＳマークを使う

ためだけ、表示するためだけなんです。

ただ表示するためだけに、認証機関にお金払って、そういう認証してもらうためだけなんです。

だから、私がそういう紀美野町で有機農業を推進したいっていうのを認証協会に相談しに行ったときに、そんなん、有機ＪＡＳマークなんか要らんやんっていうふうに言われたぐらいです。

では、要は何が言いたいかっていうと、その認証機関を紀美野町がすればいいんです。紀美野町の農業団体がすればいいんです。あくまでも、有機栽培の基準、有機ＪＡＳ法に則った有機栽培をやって、それをきちんと記録してもらって、それを確認する。格付は紀美野町が格付基準というのをつくればいいんです。紀美野町とか、紀美野町内にある団体がつくればいいんです。それで、紀美野町内の有機基準、有機ＪＡＳ基準みたいなものがつくれると思うんです。

要は、生産履歴だけが重要なんです。生産履歴をきっちりつくりましょうと。そうすれば、学校給食に卸せますよとか、町内のそういう有機を扱うお店に、うちは紀美野町内の有機栽培の野菜を使ってますとか、そういうことをうたえるようになります。

要は表示、有機ＪＡＳマークの表示、有機っていう表示をしたらあかんって、それをしたければ有機ＪＡＳ認定を受けな駄目ですけども、だから私が言ってるのは、その学校給食で有機ＪＡＳマークなんて必要ないんで、そこをＪＡＳマークをついている米を探すなんていうのは、たったこんな０．２％の農家から探すのは非常に難しいです。

だから、僕は紀美野町内で米の生産を、作ってもらうように促していく、そういうシステムをつくってほしい、つくりたいと考えてたんですけども、今の話を聞いて、学校給食に有機ＪＡＳマークは必要と思いますか、お聞きします。

○議長（美野勝男）　　東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三）　　教育委員会といたしましては、学校給食の中で使用する食材について、より安全で、より安心な食材によって給食を提供していきたいという思いがございます。今私どもで、今年、有機米の取組をする中で、基準として有機ＪＡＳというところにしかすがるところがなかったというのが現実でございます。もし、そのような、今、中原議員から教えていただいたような、そんな基準といいますか、紀美野町の中で基準を決めることによって、有機野菜、有機農産物と認定できるというのであれば、栽培履歴でそれは確認することができるよというお話でしたが、私どもにはそう

いったノウハウ、農業のノウハウございませんので、そういう機関があればですね、もしそこでそういう認定基準というのが定められるというか、基準をつくれるのであれば、それが有機農産物として、より安全・安心な食材になるというのであれば、そこについては有機ＪＡＳというものを入れることが目的ではなく、より安全・安心な食材を入れることが目的ですので、それも一つの選択肢としてあるかと思います。

以上です。

○議長（美野勝男）　　２番、中原和也議員。

○２番（中原和也）　　であるならば、私はそういったことを進めていきたいなと思うんですけども、２００６年１２月８日、あともう少しでその日が近づくんですけども、２００６年に有機農業推進法というのができました。１２月８日に出来たんで、１２月８日、今、日本２０１６年から有機農業の日っていうのを制定されています、ちなみにね。この有機農業推進法、これを紀美野町は進めるべきやと私も思いますんで、そういったことに関して、何か町として有機農業を進める、何か動きはあるのでしょうか。

○議長（美野勝男）　　吉見産業課長。

○産業課長（吉見將人）　　有機の法律もありまして、２年か３年前から国のほうも、有機の面積を２５％にする、１００万ヘクタールでしたかね、面積を増やしていくよという方向で動いてございます。

紀美野町で、今現在、有機に関しては、紀美野の有機推進協議会という協議会を設置いたしました。その中で、今後、紀美野町の有機を広げるにはどうしたらいいんよといったことから、耕作者、それから生産者ですね、生産者、それから流通、それから学校関係、それからこども園関係、それから産業課と入って、あとは第６次産業というんですかね、加工所の代表という形が皆さん寄りまして、様々な意見を出した上で、有機の活用であったり、使用拡大であったり、そういったことを進めている協議の場っていうのを今年度つくらせていただいてございます。

そういった中で、有機が進めればいいんですが、基本的には有機栽培っていうのは必要なものっていうのも大事なんですが、今度、生産する側の方々が非常に大事になってきます。有機っていうのは必要、今現在、物すごく需要が高くなっている中で、町内の有機栽培農家を中心にブランド化っていうんですかね、紀美野町有機米であったり、有機の芋であったり、そういったものを、増やして取り組んでいただければなと考えてございます。紀美野町で作られた安全・安心な有機栽培が認知されて、生産が増えれば、

学校などでの消費、それから直売所などでの販売が増えて、地産地消にもつながるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男）　　２番、中原和也議員。

○２番（中原和也）　　そしたら、その紀美野有機推進協議会で、そういう学校給食における有機の基準っていうのはつくれるんでしょうか。

○議長（美野勝男）　　吉見産業課長。

○産業課長（吉見將人）　　基準はですね、ここでつくるというよりも、協議会で幾ら判断したところで、学校の教育部局があかんよっていうと難しいというふうになります。よその事例を見てみますと、有機栽培の農産物と、また別に特別栽培農作物という２種類がございます。特別栽培農作物と申しますのは、有機ＪＡＳを取っていないけど、減農薬であったりとか、そういったものを規定して作るものでございまして、それが独自っていうんですかね、紀美野町でしたら、きみのゆうきさんのＮＰＯとかがございまして、そこが認証制度をつくっていただくっていう形が一番ベストなのではないかなというふうに今現在考えてございます。

そういった点については、今後、勉強を重ねてまいりたいと考えてございますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（美野勝男）　　２番、中原和也議員。

○２番（中原和也）　　そしたら、教育次長、今、産業課長があのようにおっしゃってくれたんですけども、そういう基準をつくれば、教育委員会のほうでもそれを採用してくれるということはありますでしょうか。

○議長（美野勝男）　　東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三）　　紀美野町の独自の基準をつくり、それがより安全・安心な食材であるということであれば、それは歓迎をするところでございます。

あと、数量の問題、購入方法の問題とは、まだ残っていますが、そういった米があるのであれば、ぜひ使ってみたいと考えています。

以上です。

○議長（美野勝男）　　２番、中原和也議員。

○２番（中原和也）　　私もずっと有機農業を推している、それは学校給食がより安

全・安心っていうのはもちろんあるんですけども、農業、農業自身を僕は再生したいと強く思っています。なぜならば、米に関して言うと、米農家はもう時給１０円、時給に直すと１０円っていうレベルの作業をしています。そんな時給１０円の農業を、さあどんどん町のためにやってくれなんて言うても、やってくれるわけがないですね。

じゃあ、それをどうするか。それは補助金をあげるからやってくれ、こんだけ保障するからやってくれっていうだけじゃ、農業っていうのはできるもんじゃないです。実際、私は自然栽培とか、有機のお米を作ってやってましたけども、１０円とまではいかないですけど、もうちょっと高い値段で、時給に直すとありましたけども、それでもサラリーマンっていうか、そういう方よりは低い収入で何とか生活していました。でも、その中で、付加価値をつけて、よりいいことをしている農業やっていうプライドと、あとお客さん、消費者からのおいしいというお声を心の支えにしてやってきました。紀美野町内の地産地消率を上げる際に、学校給食にお米を作ってよと言うて、今年はたまたまいい値段で取引されてますけども、これがまた普通に戻る可能性もあるし、このまま維持される可能性もありますけども、どっちにしても、必ず一反当たりこんだけの収入があって、きちんと安定した収入、はっきり言って赤字になる、時給１０円なんて赤字ですからね。赤字にならない程度の固定した、ちゃんとした金額、適正価格で取引できるシステムっていうのをちゃんとつくってあげないと、地産、地場産の、紀美野町産の農産物を上げていくっていうのは非常に厳しいかと思います。

学校給食のために有機米を作って、有機野菜を作って学校に届けるっていうことを町民の方に話をすると、とても皆さん喜んでくれます。実際に、私は毛原のほうで、今年新たに田んぼを借りて作る際にも、最初は、よそ者の私に変な顔をされてたんですけども、その米を作る理由、今後の活動の話をすると、とても喜んでくれて、どうぞ使ってくださいと。逆に、そういう人がいるよと宣伝までしてくれました。それぐらい、学校給食にそういったものを届けるということは町内の方々は皆さん全員賛成してくれます。

おまけに、そういう有機栽培を進めている町っていうのをもっとアピールすれば、他府県からも有機栽培したいよという方も増えてくる可能性は非常に高いと思います。

そういう取組をしている紀美野町としての評価も上がって、いろんな、多方面のメリットも上がっていくと私は考えております。これはもうかなりの確率で上がると思ってるんですけども、そういった意味で、先ほどから紀美野町の独自のそういう有機栽培の基準とか、学校給食への取組っていうのは非常に私は紀美野町の主幹産業である農業っ

ていう部分に新たな風を吹き込むんじゃないかというふうに強く思ってます。

町長にも、これは町長がそういうふうに向かうよと言うてくれるだけで、僕はすごくメリットがあると思うんです。前々から町長の口からそういったことを目指す、そういうふうにするっていう言葉をいただければ、すごくアピールもしやすいし、すごくメリットがある。いいと思うんですけども、町長、この今までの私のこの質問、答弁を含めて、どのような見解でお聞きなされていたのか、最後に宣言してほしいです。お聞かせください。

○議長（美野勝男）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　大変ありがたいなと思っております。と申しますのは、議員もおっしゃっていただいて、昨年の１２月議会で来年から取り組んで一歩踏み出していくということもお答えいたしまして、それを今年教育委員会でも実践に移して進めてくれたんですが、皆さん御承知のとおり米不足で、非常に高くなって、今までの米を確保するんでも大変苦労して今に至ってるっていう実情もある。ただ、その実情やから、これでいいんだとかって全く思ってなくて、今おっしゃっていただけるようにね、有機米のっていうことについては、今年の１０月でしたかね、産業課長もお答えしましたが、紀美野有機推進協議会っていうものを、関係者が一堂に会して、そういった協議会を設立していただいておりますので、そこともいろいろ連携しながら、お力もいただきながら、この事業を進めていきたいと、このように思っておりますので、さらなる御協力、御助言などをいただければなと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（美野勝男）　　２番、中原和也議員。

○２番（中原和也）　　もっと踏み込んで答え欲しいんですけども、さっき産業課長から話されていたように、みどりの食料システム戦略、これは非常に国が力を入れてます。この事業は、いろんなことに補助金、町農業団体に対しての補助金を充ててくれています。なので、そういった取組、これは一つのオーガニックビレッジ宣言に向けての取組の、いろんな取組をすると、みどりの食料システム戦略の補助事業という補助金が使えるようになるんでね、町長としてもオーガニックビレッジ宣言に向けての事業を、また来年度からでも取り組んでいきたい、取り組んでいくっていうことをどう考えているか、お答えいただけますか。

○議長（美野勝男）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　今、おっしゃっていただいているこの有機農業を紀美野で地に足をつけて進めていくということが、これは学校給食への、もちろんこどもたちの安全・安心の給食にもつながることでありますし、議員おっしゃってくれてるように、それが町としての大きなイメージアップにもつながる。そのことによって、また紀美野に関わってくれてる、関係してくれてる、来てくださる方も増えるというようなことにつながっていくというようなお話もあります。おっしゃっていただいたように、今、紀美野は、林業は林業で、また自抜型で展開をしているということで、新たな農業の展開をすることによって、紀美野の基幹産業である農業の推進がどんどん進んでいけばね、さらにいいなということで大変期待をしておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男）　　以上で、中原和也議員の質問を終了いたします。

続いて、６番、埴谷高夫議員。

（６番　埴谷高夫　登壇）

○６番（埴谷高夫）　　ちょっと質問の順番が変わりますので、まず議長のお許しを得て、変えたいと思います。

スポーツ公園についてを先にやりまして、そして、その後、太陽光発電の問題を取り上げたいと思います。太陽光発電の中でも１番、５番、６番をちょっと関連があるので先にやらせてもらって、あと２番、３番、４番、５番、６番はこの農地法違反以外にもありますので、６番をもう一回、６番の一部ですけれども取り上げさせてもらって、質問を行いたいと思います。

まず、スポーツ公園の問題です。

令和６年の８月２７日、ＫＩＭＩＮＯ　ＳＴＵＤＩＥＳが設立されました。９月２日が仮契約の日です。９月１０日に工事請負契約の締結の議案が議会へ提出されました。９月２６日に賛成多数で可決されたんですけれども、ＫＩＭＩＮＯ　ＳＴＵＤＩＥＳっていうのは、どの時点で建設業許可を取ったのでしょうか。それをお伺いしたいと思います。

それから、選定委員の問題ですけれども、適材適所みたいな話をされましたけれども、私は選定委員の方、非常に問題があると思っています。

というのは、スポーツ関係の知見がない、そういう方がいらっしゃらない。また、建

設関係に携わったことが誰もないと、そういう方が選ばれて、ＫＩＭＩＮＯ　ＳＴＵＤＩＥＳを選んだということですから、これは非常に問題だと思っています。

私、ＫＩＭＩＮＯ　ＳＴＵＤＩＥＳですとか、ほかの２社の財務状況を見ましたけれども、非常にひどいものです。ＵＤＳは９４億円の債務超過です。もう、とてもまともな会社ではないです。ＳＡＬＴ、尾形氏ですね、３期連続の赤字、債務超過１，２９０万円、これ小さい会社ですからね、額は小さいですけれども、借金で首が回らんと言ってもおかしくないです。

瀧本さん、これも３期連続の赤字です。老舗ですからね、債務超過になってませんけれども、こんなに債務超過があって、そうして３期連続の赤字、こんな会社がね、なぜ選ばれるんですか。

経営っていう問題から言うとね、もう失格なんですよね。

それと、もう一つ、資料、スポーツ公園収支予算書っていうのを見せてもらいました。これ何ですか。令和１０年から令和１７年まで全く横並びで一緒なんですよ。給料の値上げもない。人件費が上がってませんし、これはもう改定がありますからね、人件費なんか上がるのは当たり前なんですけど、そのままです。ほかの諸経費も全く変わらずに一緒って、１０年から１７年まで全く一緒って、こういう予算書が出されて、誰も指摘しないんですか。これらについて、お答えください。

それから、中にね、私分からない言葉があったので、これを教えてください。事業コンプレックスっていうのが、提案書に載ってました。これどういう意味でしょう。お答えください。

それから、次に太陽光に移ります。

太陽光の問題については、まず農地法違反について。

農地法違反については、ちょっとね、これ私、担当者の問題があって、非常にやりにくい。課長がね、こういうのは全責任を持って、課長というか、事務局がね、担当に任せないで、責任持ってやってほしいと。私、ややもすると、担当をいじめているようで非常に心苦しい、この問題はね。ですから、しかし町民の負託を受けてやってるので、これを見逃すっていうわけにいきませんから、まして藤井議員の質問もありましたからね、しかし非常に心苦しいということを申し上げて、それで質問するんですけれども、はっきり言って、この報告書、全くのでたらめです。

報告書ももらいましたけれども、業者の言ってることをうのみにしてね、なぜこうい

う報告書が出来上がるのか。本当に不思議でなりません。

何て言ってるか、業者がね。草刈り作業の依頼を受けた事業者、数年前から休耕地となっており、草も茂っており、目視にて水路の確認ができず、重機で整地を行う際に誤って埋めてしまいました。こんなことを言ってるわけですね。

私写真を前に何度か議会で、この一般質問で提示しましたよね。私が見ても、あそこは草が刈られてて、そうして水路が確認できないとか、また畔が確認できないっていうのは全くありません。重機でならす前に、何度も確認してますけれども、そんなことはありませんでした。したがって、これはうそです。

まして、あそこは２段あったんですよ。２段あった田を平らにしといて、１段にしておいて、それで草が生い茂ってたので分からなかったって。こんなことはね、あり得ない。

そして、３３４の太田さんのところですけれども、太田さんは、これも言いましたよね、担当にも言いました。この回答書を上げてますけれども、太田さんは回答は一切していない、こういうことでした。回答していないのに、回答書が出てると。しかも、その回答書たるや、太田さんの思ってることとは違うじゃないですか。

それはまた後でやります。

それから次、５番、サカキの問題ですね。サカキの問題は、こんなことやってたらね、また時間足らんのですけれども、サカキの問題はね、前に、サカキについては十分な知見がないような、何ていうかな、専門家のものがないようなことをおっしゃってましたけれども、あれ見てごらんなさいよ、あの太陽光。９割を多分超えてるんじゃないですか。

ホープフルマリンについては、確かに課長さんおっしゃったように、７割何ぼですかね。七十何％あるかも分かりません。ところが、他の５事業所については真っ暗ですよ。朝ちょっとね、筋で光入りますけれども、もうその他は全く真っ暗ですよ。あんなとこでサカキが育つわけがない。

まして、地盤が地盤ですからね。私花吉へ尋ねました。こういうところでサカキは栽培できますかと。花吉さんはね、栽培できないと、はっきりおっしゃいました。こんなところでサカキは育ちませんと、そう言うんですよ。だから、農業委員会に出した書類、あれみんなでたらめじゃないですか、今となってはね。

その当時は遮光率は分かりませんから、土地は駄目ですよ、土地は駄目ですけれども、

まだ分からなかった。ところが、今となってははっきりしてます。あんなところでサカキ栽培はできません。断言します。まして、見てごらんなさいよ、あそこ。ガマが自生してるんですよ。ガマっていうのはね、水生ですよ。地上には出てるところは、水は浸かってませんが、土中はね、水がなかったらあかんのですよ。

課長さんは前に水路、水はけをよくするようなことをすれば、大丈夫です。水はけなんか、よくしようないんです。あそこは絶えず、樫河池からの水が絶えず地下を流れてるわけですから、そういう土地なんですよ。したがって、ガマや、あのキショウブが咲くんです。そんなところでどんなやってね、水路確保するんですか。話になりません。

それから、６番ですね、私何度も言いますように、業者はね、図面出せない。課長さんは、県に聞いたら、そういうものを出さなくてもいいですよって。ところがね、通達ではちゃんと、添付書類として図面を出しなさいよって書いてあらして。なぜそれを守らない。

そして、図面がちゃんと出てたら、あんな太陽光はできないんですよ。

あんな遮光率９０以上のような太陽光、最初の設計とは違いますから。最初はね、ほとんど、何て言うかな、隙間が空いた、同じぐらいに太陽光が並んで太陽光の間は、そこに太陽光が入るぐらい隙間が空いた写真を住民に見せました。それでもって、こういうことですよって説明しました。しかし、全く違います。

設計図面でも、やはり隙間がありました。太陽光が差し込むようなところがありました。ところが、現実に見てごらんなさいよ、あれ。どこに隙間があるんです。こっちから見たら、下真っ暗ですよ。そんなところで、どうしてサカキが育つんですか。おっしゃってください。

それから、今のは書類が出てないっちゅう話ですね。

チェンジ・ザ・ワールドね、私もうおかしなってきますけどね、何でそんな答弁になるのか。あなた方は住民から何度も指摘されて、そしてこの議会でも答弁で、何度もしてます。ＩＤと、そして事業者が一致してなかったらおかしいですよって、それは認めてるでしょうが。いつ一致したことがあるんです。

チェンジ・ザ・ワールドがいつＩＤ持ったんです。持ったことなんか一度もないでしょう。それを、さも持ったようにあなた方は扱ってきた。これが大問題なんですよ。

チェンジ・ザ・ワールドに本当にね、あなた方は指導したんですか。それ聞きましょう、先に。チェンジ・ザ・ワールドに、経産省へ手続をするように、チェンジ・ザ・ワ

ールドにですよ、栂野さん違いますよ。業者違いますよ。チェンジ・ザ・ワールドにいつ指導したんですか。それをお答えください。

それを待って、次にやりましょう。

里道の使用については、これはもう課長さんに前もって言ってますので、自主占有ですからね、他主占有でもなければ、自主占有なんで、法的な問題が出てきますから、どのような状況になってるかっていうのをお答えください。

それから、電気事業法ですけれども、電気事業法についてはこれも何度ももう取り上げました。もう今さら説明することもないと思います。横滑り、それから浮き上がり、沈下、そういうのがないですかって、丸をつけるところあるんです、そういうのはないです。ところが、今これもね、見てごらんなさいよ、あれ、ひどいところにはもう１０センチないですよ。元３０センチあったんです。３０センチあった、フランジまでの間、ＧＬからそこまでの間がね、もう今１０センチ切ってるところありますよ。早晩がたがたになって上部構造に何らかの影響を与えるのはもう当然なんです。沈下するということは、浮き上がりもあるということです。そして、あの間空いてますから、横滑りもあるということです。がたがたなんですよ。ひどい太陽光が出来上がっている。

あれね、ほっといたらね、出火します、壊れて。そんな事態になったときに、あなた方はどうするんですか。

今まで何度も指導するように言って、言ったけれども指導もしなかった。結果、出来上がったのはあんなひどい太陽光。はい、どうするかお答えください。

それから、もう私ね、今日はね、まだあるんですよ。ＦＩＴ法違反７件、農地法違反７件、それから通達違反２件、ありますけれども、もうあなた方に言っても無理なのでね、ここで言いません。ところが、私マスコミには流します、これは。国にも言います。覚悟しといてください。非常にひどい太陽光発電ができてるっていうことだけ。はい、分かってもらったらいいです。

それから、法に基づいた書類の提出、これは住民課も関係しますので、住民課も最後になって、竣工図面があればいいとおっしゃいましたけれども、そんなことでは話にならない。今直ちに図面もらってください。

町長の責任については両方ともね、もうお答えいただいてから質したいと思います。

以上です。

（６番　埴谷高夫　降壇）

○議長（美野勝男）　　暫時休憩いたします。

休　憩

（午後　４時０３分）

再　開

○議長（美野勝男）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　４時０３分）

○議長（美野勝男）　　それでは、埴谷高夫議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

東浦教育次長。

（教育次長　東浦功三　登壇）

○教育次長（東浦功三）　　それでは、埴谷議員御質問の紀美野町スポーツ公園リニューアル事業について、３点御質問いただいております。

まず１点目、ＳＰＣが建設業許可を取得したのはいつかというお話でございます。

ＳＰＣは建設業許可を有しておりません。

それと２点目、選定委員の件、それとＵＤＳ、それとＳＡＬＴ、瀧本のコンソーシアム企業が赤字もしくは債務超過になっているっていうことについて。それと３点目、事業コンプレックスでよろしかったでしょうか、の意味ということでございます。

２点目ですね、すみません。

スポーツ公園のリニューアル事業につきましては、スポーツと教育の融合により、地域の発展と持続可能な機能を有する豊かな学びのスポーツ拠点を基本理念とし、にぎわいと魅力を創出する施設整備、運営を目指すとしております。

この目的に即して事業提案の審査に当たっては、選定委員について都市と農村交流及び地域連携に有識である和歌山大学経済学部教授、それから地域経済について有識である和歌山社会経済研究所、また中立性と客観性の観点から、当町の顧問弁護士の外部委員３名と、それと副町長、総務課長の内部委員２名の５名で審査を行いました。

効率的な整備と運営手法、またコンソーシアム間の連携が密に取れていることなど、公園の魅力を高め、地域の魅力向上に寄与する施設整備及び運営・維持管理を履行することが可能であると判断され、選定されてございます。

また、この事業のスキームとしてはＤＢＯ方式、またコンソーシアム企業の経営状態

が当該事業に悪影響を与えることのないよう、特別目的会社ＳＰＣを設立させ、参加企業からの独立を確保しております。

したがいまして、ＳＰＣの設立により、独立性と安全性を確保しながら、当該事業に関する企画アイデアに期待し、決定したものでございます。

続いて、３点目の事業コンプレックスの意味ということでございますが、事業コンプレックスというのは複数の関連事業や集中的に集まることで相乗効果を生み出すという仕組みということでございます。

以上、答弁といたします。

すみません、答弁が漏れておりました。

収支予算につきましても、審査の際、ある外部委員のほうから指摘はございました。ちょっと数字が弱い、弱いといいますか、ちょっと収支予算の組み方がちょっと弱いのではないかという意見もございました。しかしながら、それにつきましても、先ほど申しましたが、企画アイデアが優秀であるというところで、提案が認められたというところでございます。

以上でございます。

（教育次長　東浦功三　降壇）

○議長（美野勝男）　吉見農業委員会事務局長。

（農業委員会事務局長　吉見將人　登壇）

○農業委員会事務局長（吉見將人）　私のほうからは、埴谷議員の１番目の樫河池下の太陽光発電設備についての①番、農地法違反について及び⑤番の遮光率及びサカキ栽培について、それから⑥番についてお答えさせていただきます。

まず①番の農地法違反についてでございますが、住民の方の通報のほうから、農業委員会は６月１１日に現地確認を行いました。

その後、県に相談しながら事業者等への調査を経て、違反案件として文書により、施工業者に指導を行いました。

これにより施工業者は復元作業を行い、土地所有者の立会いの下、復元状況の同意を得て、その後、農業委員会が現地確認を行い、耕作に問題がないことを確認してございます。

また、１１月末に３３４番地の土地の所有者の方に確認してございます。

原状回復について、何ら問題ないこと、水路についても自分が今後設置するので問題

ないということでございました。

３３４番地の土地の所有者の方が、農業委員会から違反転用を調査するために依頼をした文書について回答できなかった理由がございますが、それについては本人の意思により、ここの場ではお話しさせていただけない状態でございます。

続きまして、⑤番の遮光率及びサカキの栽培についてでございますが、まず遮光率の計算については、国は、遮光率については、一時転用許可の直接の要件とはしておらず、あくまで下部農地の作物への影響の指標の一つとし、遮光率の定義について明確に位置づけることまでは考えていないとのことで、当時から決められた算定方法はございません。

また、以前より施工業者に求めていた図面でございますが、これは⑥番と同じ形になるかと思います。遮光率を計算したいんで、再度業者に強く求めたところ、先週末に図面が提出されました。

そこで、パネルの水平投影面積を農地の設備の直下の農地面積で除して計算しますと、遮光率は一番低いところで７８．１％、一番高いところで８３．７％となってございます。

次に、サカキの栽培についてでございますが、耕作者、３３４番地の耕作される方で確認してございます。水はけが悪い場合は、水路や盛土等の対策をすれば問題ないとのことでございます。

以上、簡単ではございますが、樫河池下の太陽光発電設備についての①番、農地法違反について、⑤番、遮光率及びサカキの栽培について、⑥番の答弁とさせていただきます。

（農業委員会事務局長　吉見将人　降壇）

○議長（美野勝男）　　森谷住民課長。

（住民課長　森谷克美　登壇）

○住民課長（森谷克美）　　それでは、私からは、埴谷議員の１番目の質問、樫河池下の太陽光発電施設についての二つ目、チェンジ・ザ・ワールドの預託法違反事件について、四つ目、電気事業法違反について、六つ目、法に基づいた書面の提出要求が無視されている件について、七つ目、町長の責任問題についてに対してお答えさせていただきます。

七つ目は、一度控えさせていただきます。申し訳ございません。

まず、二つ目の質問です。町からチェンジ・ザ・ワールドへは、事業の承継に当たり

変更認定の申請を求めておりました。しかしながら、預託法の改正により、チェンジ・ザ・ワールドの事業が思うように進まなくなり、最終的に破産したため、変更認定を取得することなく破産し、ホープフルマリン有限会社に事業を承継したことを確認しております。

町のホームページには、チェンジ・ザ・ワールドから次の事業者へ承継されるまではチェンジ・ザ・ワールドの表記となっていたものでございます。

いつ指導したかという御質問ですが、令和４年１１月ぐらいに一度直接的か、間接的かはちょっと定かではないんですが、指導したことを確認しております。

続いて、四つ目の質問です。現在、事業の完了届は提出されておりません。完了届の提出時には竣工図面を提出していただく予定となっておりますので、その図面と現地の差異が大きくあるようであれば、適切に指導を行ってまいりたいと考えております。

次に、六つ目の質問です。法で定められた書面が国に提出されていないようであれば、国からの指導があるものと考えております。そのようなことがあるようであれば、業者に問合せを行い、適切に実施するよう指導していきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、樫河池下の太陽光発電設備についての二つ目、四つ目、六つ目の質問に対する答弁とさせていただきます。

この浮き沈みっていうこと、杭が下がってるとか、そういうこともやっぱり図面でもって確認しないと、今目視している限りでは、特にそんな２０センチも太陽光設備が下がってるということは見受けられなかったので、竣工図面で確認させていただきたいと。

ちょっと現場のほう、ちょっと、確認させていただきました。竣工図面と現場の差異で確認させていただきたいと思います。

以上です。

（住民課長　森谷克美　降壇）

○議長（美野勝男）　中前建設課長。

（建設課長　中前貴康　登壇）

○建設課長（中前貴康）　それでは、私のほうからは２点目、樫河池下の太陽光発電設備についての３番目、里道の使用についてお答えさせていただきます。

議員御承知のとおり、町道については、道路法などに基づき適正な維持管理に努めているところでございます。

次に、国から譲与を受け、本町が管理している法定外公共物についても、紀美野町法

定外公共物管理条例などに基づき、適正な維持管理に努めているところでございます。

さて、議員御質問の業者に里道の使用を認めているのかですが、法定外公共物の占用などの行為をしようとする場合の手続などについては、担当課より説明しているところでございます。

仮に、許可を受けずに占用していることが判明した場合には、条例などに基づき適切に対応してまいります。

今後も、法定外公共物の保全と適切な利用を図るために、地元地区などの関係者と協力しながら、適切な管理に努めてまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、簡単でございますが、３番目、里道の使用についての答弁とさせていただきます。

（建設課長　中前貴康　降壇）

○議長（美野勝男）　　以上で、１回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して、質問、答弁をしてください。

６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　ＳＰＣって言ってるけど、私ＳＰＣとは認めませんけどね、まあＳＰＣでもいいですよ。

建設業許可は持ってないと。そしたら何で請負ができるんですか。１２億７，４００万円の請負が、工事請負契約締結しましたよね。なぜそういうことができるのか、お答えください。

○議長（美野勝男）　　東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三）　　埴谷議員の再質問にお答えいたします。

ＳＰＣと締結をしておる契約につきましては、ちょっとネーミングがちょっとややこしいんですが、これにつきましては民法で言う請負契約ではなく、準委任契約となります。

町がする事業について、町の代わりにＳＰＣがコンソーシアム企業に工事をさせる、そういう契約でございます。ですので、民法６４３条に規定する委任契約に当たりますので、請負ではございませんので、工事の建設業許可は必要なかったということでございます。

以上です。

○議長（美野勝男）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　私、契約書もらいました。契約書、設計・工事監督監理建設工事請負契約に関する事項。そして、中身見ますとね、はっきり工事請負契約を履行しなければならない。そしてそれを完成したら受注者に引き渡すのだと、こういうことが書かれてます。こんな委任契約ありますか。

はっきりとした請負ですよ、請負契約ですよ。どこが委任契約なんですか、これの。

○議長（美野勝男）　　東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三）　　契約書の１ページ、総則におきましても、総則の第１条第３項になりますね、２行目から３行目、受注者はこの契約の記載に設計業務、工事監理業務及び建設工事業務を設計建設期間内にそれぞれ完成させ、また実施させ、そして本件業務の目的物を発注者に引き渡すものとするという形を取っております。これはコンソーシアム企業に仕事をさせ、そして完成させる、その役目を担っていただくという形で、弁護士とも相談しながら契約書を作成いたしました。

以上でございます。

○議長（美野勝男）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　発注者は町で、そして受任者はＳＰＣなんでしょう。違うんですか。そうでしょう。それやのに、何で今言ったようなことが通るんですか。

私も持ってますけれども、総則ですか。総則の第１条第３項、受注者はこの契約の記載の設計業務、工事監理業務及び建設工事事務、建設業務内容の変更を伴う業務、履行期間内にそれぞれを完成させ、また実施させ、本件業務の目的、設計業務により作成された設計図書及び公共施設、公共施設を含むんですよ、工事目的物を発注者に引き渡す。公共施設っていうのは、施設じゃないんですか。

受注者はあくまでこのＳＰＣですよ。ＳＰＣが公共物を引き渡す、請負じゃないですか。委任じゃないですよ、委任っていうのは全く概念が違います。弁護士さんが、例えば委任業務、どこかにこれこれを頼みます、出来上がろうと、出来なかろうと、それはね、報酬もらえるんですよ。無報酬のこともあります。そういうのを委任って言うんですよ。これ違うじゃないですか。相手に受けさせて、そして完成させる。完成させたものを受け取ったら、これは請負じゃないですか。建設業法違反じゃないですか。

私、これ国交省に確かめました。こんな契約ありますかって。そんなん聞いたことないですと、そういう話でした。県に行って聞きますとね、それは県でちょっと分からな

いので、上で聞いてくださいと。上って、私、１０階ですかって言ったら、いや違いますって、国ですって。そういうことで国で聞きました。

こんな例ありますかって言ったら、ないです、国交省が発注する場合に、第三者にそこがまた発注を出すと、そこへ任せて、そこがあんた全部やりましょうなんて、そんな契約はないですと、はっきりおっしゃってますよ。

なぜ紀美野町だけ、こういうことでできるんです。

○議長（美野勝男）　　東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三）　　この契約につきましても、まず工事自体はコンソーシアムが行います。ＳＰＣを監視役といいますか、町の代わりにそれらを行わせる役割を担わせます。その場合、もちろんＳＰＣには建設業許可はございませんので、実際、建設する事業者は、コンソーシアム内の建設業者となります。

町が行う代わりにＳＰＣが、それをコンソーシアム企業に工事をさせる、そういう契約でございますので、こちらからＳＰＣまでの契約については委任契約、ＳＰＣからコンソーシアムの建設企業に対する契約は請負契約となるというふうに理解しております。

以上です。

○議長（美野勝男）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　そしたらね、次長さん、議案第８２号の、これ表題何ですか。工事請負契約の締結について。次のとおり、工事請負契約を締結したいので議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例と、これは違うんですか。間違って表題をつけたんですか、間違ったものを議会に出して承認を求めたんですか。中身については全然、契約書についてはね、後で私、情報請求して出てきたんですからね。その時点では分かりませんよね。これはどういうことなんです。

○議長（美野勝男）　　東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三）　　９月議会において、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例において、予定価格が５，０００万円以上の工事または製造の請負及び予定価格７００万円以上の不動産もしくは動産の買入れ、もしくは売払い、又は不動産の信託の受益権の買入れ、もしくは売払いをする場合は、議会の議決が必要とされているとなっております。しかしながら、上程させていただいたということは、これがＳＰＣとの一括契約の中で、工事にかかる費用につきましては、かなり費用も１２億７，４００万円と多額でございますし、目的が建設担当コンソーシアム企業にさせ

る工事費であるということから上程をさせていただいたというところでございます。

以上です。

○６番（埴谷高夫）　　何でこの表題なんや。何でこの表題なん、工事請負契約についてって。表題が違わして。委任契約やったら委任契約って書いたらええわして。私そんなん認めんけどね。

○議長（美野勝男）　　暫時休憩いたします。

休　憩

（午後　４時３０分）

再　開

○議長（美野勝男）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　４時３５分）

○議長（美野勝男）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　私は全く納得しませんけども、それはもう法廷論争になるので、その辺で話しましょう。

それから、先ほどね、和大の先生とかね、社会経済研究所の先生、弁護士さんっていう話ありましたけれども、私ね、町長さん、これ全くね、専門家じゃないでしょう。その道のオーソリティじゃないですよ。和大の経済学の先生、前にも言いましたけど、農学部ですよ、農学部じゃない、農業の問題の専門家ですよ。だから、私、さっき予算書言いましたけれども、１０年から１７年、全く一緒みたいなことを出してきて、委員会で選定委員会で問題になったけれども、そのまま通りましたって。企画・アイデアがすばらしかったので、企画・アイデアが何ぼすばらしかっても、経営する能力なかったら話にならんでしょうが。ＫＩＭＩＮＯ　ＳＴＵＤＩＥＳの２人の代表、経営能力がないんですよ。何ぼすばらしいこと言ったって、経営能力のない人に、何で任せられるんですか。

○議長（美野勝男）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　選定委員、５人選んだ中での３人、和歌山大学の先生、顧問弁護士、そして社経研の方ということで、議員言われるように例えば建築の専門家が入ってないっていうような御指摘もありましたけども、設計があれば建築の専門家はそれを見て、いろいろ審査できますが、設計そのものをこれからつくっていくということで

あります。ですから、そういった専門家に入っていただいても、何を審査するかっていうのは、一つ疑問があります。

そういうことで、要は、企画・アイデア、そして管理運営ができるかどうか、どんな企画か、それがどんなアイデアかということを審査していただくために和歌山大学の先生そして社経研の方、顧問弁護士、そしてうちの副町長、総務課長の５人で選定をしてもらったということです。

以上です。

○議長（美野勝男）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　もうこれやってたらね、時間がないので、太陽光へ行きますけれども、全くその話にならんと思います。それだけ言って次に移ります。

農地法の違反ですけれども、復元したって言うけどね、復元されてないんですよ。

あの３３４の農地見てごらんなさいよ。しょっちゅう水浸しですよ。流れるところはないんです。水路を潰してしまったために、水のはけるところがないと。３３５からの流れ、そのまま３３４に流れてきて、そうしてたまってる、そんな感じでしょう。問題がないわけではない。まして、業者が言うように、さっき言いましたよね、見えなかった、草でぼうぼうで見えなかったと。そんなことはないんです。これももうね、私ここでやってても仕方ないので、国へ言います。

それから、サカキの問題ですけれども、図面見せてもらえないと分かりませんが、私実際の目視では、とても７８や８３とは思いませんので、これもちょっと計算して、もう一回やりたいと思います。

今の図面、またください。

それから、チェンジ・ザ・ワールドですけれども、チェンジ・ザ・ワールドはね、紀美野町がね、このホームページで載せんかったら、被害はね、これ仮定ですけれども、少なかったのかも分からんし、あんなやってホームページで第一発電所、ネットでですね、この土地でだまされたんやっていうようなね、人は出てこないわけですよ。紀美野町の３３５番を指して、この土地で私はだまされたんですって言ってるわけですから。そんな人がね、出てこなかった。

もし紀美野町がＩＤと、そして事業者を一緒ですよということで強く指導してたら、町長さんは何遍も指導しました言いました。５社は指導しましたと。しかし、２社はまだですよって、ずっと言い続けたんですよ。なぜ２社について、先ほど私言いましたよ

ね、チェンジ・ザ・ワールドに請求したんですかって。そういう指導をしたんですか、直接ですよ、指導したんですか。それはやっぱり先聞きましょう。

○議長（美野勝男）　　本日の会議時間は、一般質問を続けるため、延長します。

森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　埴谷議員の御質問にお答えします。

先ほど第１回目の答弁でも、ちょっと申し上げさせていただいたんですけども、令和４年の終盤ぐらいに取得してから、認定がまだ変わっていないので、どうなっているのか、取得してるのであれば、変更をしていただくよう指導はしております。

以上です。

○６番（埴谷高夫）　　違うよ、チェンジ・ザ・ワールドに直接したのって。文書出したんかと。

○住民課長（森谷克美）　　文書は出していないと思いますが、口頭で、その事業担当者のほうに促しているのだと認識しております。

以上です。

○６番（埴谷高夫）　　違うよ、チェンジ・ザ・ワールドに直接ね、そういう指導したのかって聞いてるんです。

○議長（美野勝男）　　暫時休憩いたします。

休　憩

（午後　４時４３分）

再　開

○議長（美野勝男）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　４時４３分）

○議長（美野勝男）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　埴谷議員の御質問にお答えします。

直接チェンジ・ザ・ワールドにお話をできてるかどうかというところは、私もちょっとその当時の当事者でないんで、はっきりと申し上げられないところもあるんですけど、間接的には必ず指導はさせていただいてます。

以上です。

○議長（美野勝男）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　当事者いるやん、聞いたらは。直接したのかどうか聞いてるのや、間接的には誰にしたんや。

○議長（美野勝男）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　埴谷議員の御質問にお答えします。

間接的にしている場合は、こちらで事業に携わっていた事業者のほうへチェンジ・ザ・ワールドに、認定ＩＤの取得をしてるのであれば変更の認定をするよう、指導しといてくださいということでお伝えさせていただいております。

以上です。

○６番（埴谷高夫）　　誰や。誰って聞いてる。誰によ。

○住民課長（森谷克美）　　すみません、会社名を申し上げさせていただきます。会社名は輝産業です。

以上です。

○議長（美野勝男）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　輝産業がいつチェンジ・ザ・ワールドの代理人になったんですか。

○議長（美野勝男）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　埴谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

代理人というわけではございませんが、チェンジ・ザ・ワールドから事業、ここ紀美野町動木での事業実施に関して、受発注の関係にあったと認識しております。

以上です。

○議長（美野勝男）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　代理人でもない人に、指導して、それで伝わると思うんですか。そういうこと。

○議長（美野勝男）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　埴谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

受委任の関係がなくても、受発注の関係はございますので、発注者と受注者には相互に連絡する関係はあったと認識しております。

以上です。

○議長（美野勝男）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　受発注の関係がどこにあるの。チェンジ・ザ・ワールドの要

請に基づいて、輝産業何したの。工事したんですか。何をしてるの。

○議長（美野勝男）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　埴谷議員の御質問にお答えします。

現場での工事にはまだ至ってはいなかったんですけれども、町との協議とか調整はしていただいてたと認識しております。

以上です。

○議長（美野勝男）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　町との調整したん、栂野さんでしょうが。何でそんな輝産業出てくるの。栂野さんが何て言ってるかって言ったらね、事業実施する７業者は間違いありませんって。申請中であることを確認しています。ＦＩＴのね、申請中であることを確認してますって、栂野さんが言ってるんやで。栂野さんじゃないの。何で輝産業なん。

○議長（美野勝男）　　暫時休憩いたします。

休　憩

（午後　４時４７分）

再　開

○議長（美野勝男）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　４時５０分）

○議長（美野勝男）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　埴谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

当時、一番大本っていうんですか、全７事業者の代表してお話をさせていただいてたのは、窓口としてクリエイティブ・リアルティさんが会社として存在しておりました。そのほか、東邦産業と輝産業に、それぞれ来られるたびに指導させていただいてたんで、ちょっと輝産業の話もさせていただいたということになっております。全体的にはクリエイティブ・リアルティさんが代表者として７事業者の連絡や調整役をしていただいてたということです。

以上です。

○議長（美野勝男）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　クリエイティブ・リアルティの小浜さんというのはね、取締

役って詐称した人ですよ、そんな人を相手に、あなたは指導してたんですか。

そして、小浜さんっていうのはもうとっくの昔に消えてるじゃないですか。

４年の１２月の６日、担当課の答弁ですけれども、ＦＩＴ認定と事業所の設置は当然同一であると、相違がある場合は合理的な理由がない限り、事業者に対し事業計画の変更手続をするように指導していますと答弁ありました。

３月７日、町長さんは、やっぱり事業計画の事業者とＦＩＴ認定の申請者が同一人物でなければならないと。同一人物でなきゃならないが、これが大前提なので、７社が今、ＦＩＴの申請をしてますと、こういうことをおっしゃいました。このとき、小西補佐ですけれども、経産省への５件分の申請は出してもらっているが、２件残っている。これがチェンジ・ザ・ワールドと、今言った小浜さんところですよ。ほんでね、まだここにあるんですよ。

チェンジ・ザ・ワールドの前はネクストエナジーっていう会社でしょうが。ネクストエナジーからチェンジ・ザ・ワードに移りました。チェンジ・ザ・ワールドからホープフルマリンに移りました。しかし、この中身はないんですよ。民民ですからね。分からん。そしたら何を信用したらいいかっていうたら、ＩＤですよ。

町はＩＤなかったら事業できやんのやもんよ、ここで。そうでしょう、ＩＤ持ってる企業しか、あそこで事業できないんですよ。これが肝腎なんです。そやから、真の事業者は何かって、住民はずっとあなた方に詰問してきたんでしょうが。

チェンジ・ザ・ワールドは真の事業者じゃありませんよと。そんなものをずっと設置者としてホームページに載せ続けたら、おかしなことになりますよって。実際、おかしなことになったんでしょうが。そんなでたらめなことしてるから、問題が起きるんですよ。

もっと早くチェンジ・ザ・ワールドのことをね、あなたは真の事業者じゃありませんと。ＩＤ取ってから申請し直してくださいと、こない言ったら済む話だったんですよ。そしたら、和歌山県第１号発電所みたいな、チェンジ・ザ・ワールドのホームページじゃなかったんです。違いますか。

○議長（美野勝男）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　埴谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

ちょっと午前中の答弁でも申し上げさせていただいたところもあるんですけれども、個人の、最初の認定ＩＤを取得された方からチェンジ・ザ・ワールドに権利の譲渡って

いうことは双方において確認させていただいております。最初の持たれてる方がチェンジ・ザ・ワールドに譲渡したということも確認させていただいておりましたので、チェンジ・ザ・ワールドの事業者名でホームページのほうは記載させていただいておりました。

ただ、その権利を持ったまま破産されましたので、破産管財人がそのＩＤを譲渡されるまで破産法人としてチェンジ・ザ・ワールドが保有してたということで認識しております。

以上です。

○議長（美野勝男）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　破産して、先ほど、こんな話もありました。破産したらね、裁判所が許可せん限り事業は継続できないんですよ。

それやのに、課長さんのさっきの答弁はちょっとおかしいと思います。

まして、違法というて認定されたんですからね。事業が継続できるわけがないんです。その時点で、もうホームページ削除できたでしょう。それは、しかし置いときます。

チェンジ・ザ・ワールドが、やはりね、もう最初の出だしからおかしい。やはりＦＩＴ認定を受けていれば、ＩＤを持ってなかったら、ここはね、ひとまず立ち止まって、ＩＤを取ってくださいよと、そういう指導するのが当たり前なんです。それまで載せないと。ホームページで、ここでやりますよなんてことは載せなかったら、先ほども言ったように、こんな問題起こってないんですから。そこが一番大きな問題だと思います。

それで、何回も何回も言ってますけれども、議会で質問されて、ＩＤと一緒でなかったらあかんけれども、今指導してます、指導してますと言って、ずっと１年以上もほってきたわけですから。しかも、直接チェンジ・ザ・ワールドに指導するんじゃなくて、誰かを介して、業者を介してやったって、それも話にならないですよ。

そんなんで町が免罪されると思ったら大きな間違いです。やはり、町の怠慢というか、そういうのは大きな問題だと思います。

それから、ちょっともう時間がないのでごめんなさい。

里道についてはあれですよ、見てもらって、違反というか、占有はなかったんですか。あったんですか。どちらですか。分からないんですか。

○議長（美野勝男）　　中前建設課長。

○建設課長（中前貴康）　　私のほうでも、現地のほうは確認させていただきました

が、該当場所の地籍調査が平成９年に完了しておりまして、その後、平成二十何年か、合併後ですね、合併後に水路、谷川の改修等の工事も実施しております。そこで、里道と民地との境界は変わっておりませんが、水路の形の位置であるとか、そういったものは地籍調査の座標値ですね、座標値を元に復元しない限り、ちょっと正確なことは判断できませんので、復元して確認をして、条例等に基づいて指導していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（美野勝男）　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　そしたら復元して、もし越境っていうか、占有があったら、どんな処理になるんですか。

○議長（美野勝男）　中前建設課長。

○建設課長（中前貴康）　もし不法にといいますか、占用している場合は、手続が幾つかございます。撤去や原状回復の指示、それから当場所の里道につきましては、現在、里道というのは地域の方が主に使われている受益者の方であったり、地域の方が使われる道でございますが、そこで利用の、現在利用してないよということで、さらに利用してても、占用してても、通行に支障がないと判断されるときは、占用許可申請書を提出していただいて、それで地区の方の同意であったり関係者の方の同意もつけていただいて、許可申請を出していただいて、問題なければ許可をするという場合と、それから現在以降も用途、もうないですよ、もう里道は使わないですよということがあれば、その里道の払下げであったりとか、そういった形の手続があると、条例のとおり、その幾つかの手続に基づいて進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（美野勝男）　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　周辺の農地持ってらっしゃる方、また地域の方、全て反対ですからね。認めるってことはありません。だから里道で、もしそういうものがあったら、きちんと対処してください。

それから、電気事業法ですけれども、先ほど課長さんは、そんなにひどい沈み込みはないとおっしゃいましたけれども、私何度も見てますし、目認した人は、この傍聴者の中でも何人かいらっしゃると思います。そんな中でもあなたは沈んでないと、そういうことをおっしゃるわけですか。

○議長（美野勝男）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　埴谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

ちょっと私の目視ではちょっと確認できなかったということを申し上げさせていただいたのでありまして、沈んでいるか、沈んでいないかというところは、やっぱり最終的な図面を頂いて判断しないと、ちょっと目視では判断、私の目視では判断できなかったということで御説明させていただいたものです。

以上です。

○議長（美野勝男）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　図面なんか見なくても、あそこは地面からフランジまで３０センチって決まってるんですよ。そういう設計なんです。当初もそうでした。３３４については５０センチぐらいあったときもあります。それが沈んでると。目視でも沈んでる。今度総務委員会で見ますけれども、明らかに沈んでるのは、はっきりしてるんですから、それを認めないとね、この問題始まりません。今日は写真出してないですけれども、写真出してもね、あなた方、もう写真代もったいないと思うので、出せなかったんですけれども、見てごらんなさいよ、目視で分かります。立入りの調査して、目視で結構ですから見てください。１０センチなんていうようなところも、もう出てきてますから。あれ以上沈んだら、絶対上部構造に影響があります。歪んでくる、たわんでくる。太陽光パネルがたわんできたら、今度破損ですからね。大変なことになるという一歩手前まで来てるっていうことを確認してください、早く。それは町条例にも確認するというのは、立入調査できるってなってるんですから、こういう指摘があったので立入調査しますって言って、今すぐにでも確認してください。

それから、サカキ栽培についてですけれども、課長さんね、私ね、前にも言ったと思いますけど、花吉さん、この知見を出したところです。農業委員会に各事業者が知見として出してるサカキの栽培について、一番ね、知見のある業者です。

ここに聞いて、私はこういうとこで育ちますかって言ったら、駄目ですよって言ってるんやね。課長さん、１回確かめたらどうですか。こういうところで本当にサカキができるのかって。どうですか。

○議長（美野勝男）　　吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見將人）　　埴谷議員の御質問に御答弁させていただきます。

実際の３３４番地の耕作者の方にも確認をさせていただきました。３３４番地の耕作者の方は、花吉さんに確認して、側溝、溝ですね、手掘りの側溝、それから水を抜けるようにした上で、場合によっては盛土をすれば、十分育てることができるということで花吉さんからの話をいただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　あなたと水抜けるか抜けやんかっちゅう話しても仕方ないけれども、絶えず樫河池から水が下に流れてて、それで吹いてるんですよ。そんなところでね、水抜きがね、どんな水抜きするか知らんけど、そんなことができるはずがないと。それは３３４だけじゃないですよ、３３５もそうやし、その下のところもそうです。全てについて、あそこは地盤が軟弱で、そしてガマが自生するというのははっきりしてるんですから、そういう土地なんです。サカキができるわけがない。もう一回、私写真持って花吉さんに聞いてみます。写真まだつけてないんで。言葉で、こういうところですよって言っただけなんでね。それで、そこではできませんって回答もらいましたけれども、もう一回確認したいと思います。課長さんも確認してください。

それから、法に基づいた書面ですけれども、先ほど、まあね、また開示請求せんなんのかな。開示請求せな出さんということ。もう一回、ちょっと答弁して。

○議長（美野勝男）　　吉見農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（吉見將人）　　すみません、図面のほうは来たてほやほやの中で、私どもちょっと計算したので、完璧になってるかどうか分からないんですが、情報開示のまた御請求いただければ、図面のほうを御提供させていただければと思います。

以上でございます。

○議長（美野勝男）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　住民課も同じように図面の請求っていうのは、いまだにその竣工図面ということにこだわってるわけですか。

○議長（美野勝男）　　森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）　　埴谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

決してこだわっているわけではないんですけど、どうしても作成のタイミングがあろうかと思います。太陽光発電の場合は使用前自己確認が義務づけられておりますので、そのときに設備の平面とか立面が作成されるものと考えておりますので、そちらを完了

届が出た時とともに取得させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（美野勝男）　　６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫）　　最初っていうか、いつか忘れましたけどね、あと農地法違反が各事業所にあります。それで、通達違反が２か所であります。それからＦＩＴ法違反が７か所であります。このＦＩＴ法違反というのは、目視なのでね、現地に行って調査したわけじゃないので、今度総務委員会で現地見ますけれども、そのときにはっきりしたら、そしたらＦＩＴ法違反も告発します。こんなやって、もう問題がね、山積してる、めじろ押しなんですよ。そういうところで、あなた方は誰に指導したか分からんような指導をして、そうしてやってきたと。図面ももらわん、最初はそうですよ。最初は、パネルの寸法が違うから始まったんですよ、私。そんなところから始まって、図面が出てない、それで、地盤の調査が出てない、うその調査を出す、そうでしょう、エレフット、全くでたらめだったんですけれども、あなた方は検証する方法がないと言って葬り去りました。横引き、横引っ張り、これも県に調査結果を示して、これは駄目ですよって言われてるのに、あなた方は何もしなかった。ほんで、最後、ＳＷＳで検査して、そうしてやりましたけれども、全く不十分な検査で、２か所しかやってないんですから。２か所のＳＷＳで、まして、Ｎ値が１から３、ほとんどそうですよ。そやから、もうあんた、パネル載せる前から沈んでるんですよ。架台のままで、パネル載せる前から沈んでるような、あそこの土地柄なんですよ。それだから、パネル載せたら沈むのは当たり前なんですよ。パワコンを載せたら沈むのは当たり前なんです。今ひどい状態になってると。こういうことをよく確かめて、そしてこれが本当に紀美野町の政治、町政で、こんなことが本当に許されていいのか、正しかったのかどうかって検証せなね、今後のためにもなりませんよ。あんなこと許してたら、なめられてるんですから。栂野案件ですよ。海南市は、栂野さんは出入り禁止なんですよ。そういう人とあなた方はやってきて、それで町民に対しても、町民に対しても栂野さんはそうです。この事業は申請を出してますと。申請を出してＩＤの変更を申請してますと言ったんですから。しかし、全くそういうことはできてなかった。業者もそうでしょう、業者も申請を出してますって言って、言い続けてきたんです。ところが、全然してなかったっていうのが去年の１１月１３日、やっと分かったんですよ。全くなめられてるんです、業者に。そやから、そんな業者の言い分を信じて今までやってきたわけですから、これから本当にね、襟正してやらんか

ったら、また大変なことが起きると思います。

以上です。町長さん、何かあったらおっしゃってください。

○議長（美野勝男）　　小川町長。

○町長（小川裕康）　　議員言われるように、現場でのね、沈下の件とかについては、担当課長は目視をしてきているということを先ほどから言いましたが、早いうちに私も現場で確認したいと思います。里道の件も現場でも確認したいと思っております。そういうことをお答えをいたします。

以上です。

○議長（美野勝男）　　以上で、埴谷高夫議員の質問を終了いたします。

これで、本日の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日６日から１１日までの６日間を休会とし、１２日午前９時から会議を開きたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　　異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

散　会

○議長（美野勝男）　　本日は、これをもって散会します。

（午後　５時１２分）